

会 議 録 目 次

平成 1 3 年第 1 回海田町議会 2 月定例会（第 1 日目）

平成 1 3 年 2 月 1 4 日（水）午前 9 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	6
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
日程第 4	同意第 1 号 教育委員会委員の任命の同意について……………	1 3
日程第 5	第 1 号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第 5 蟹原地区 污水管新設工事（1 2－0 1））……………	1 4
日程第 6	第 2 号議案 町道の路線の認定について……………	1 5
日程第 7	第 3 号議案 広島広域市町村圏振興協議会の廃止について……………	1 7
日程第 8	第 4 号議案 広島広域行政圏協議会の設置について……………	1 7
日程第 9	第 5 号議案 海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 の制定について……………	2 3
日程第 10	第 6 号議案 職員の再任用に関する条例の制定について……………	2 4
日程第 11	第 7 号議案 職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について……………	2 4
日程第 12	第 8 号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について…	4 4
日程第 13	第 9 号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	4 6
日程第 14	第 10 号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 の制定について……………	4 7
日程第 15	第 11 号議案 広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施 行条例の制定について……………	4 8
日程第 16	第 12 号議案 平成 1 2 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）……	5 5
日程第 17	第 13 号議案 平成 1 2 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算	

		(第 5 号)	6 8
日程第18	第14号議案	平成 1 2 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	6 9
日程第19	第15号議案	平成 1 2 年度海田町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)	7 4
日程第20	第16号議案	平成 1 2 年度海田町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	7 5
日程第21	施 政 方 針	針.....	8 0
		(延 会)	1 0 1

平成13年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成13年2月14日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月14日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	桑 原 克 之	2番	多 田 雄 一
3番	堀 間 禎 子	4番	西 山 勝 子
5番	百 本 忠 弘	6番	宮 坂 二 郎
7番	河 野 道 昭	8番	崎 本 広 美
9番	原 田 幸 治	10番	千 柄 義 昭
11番	前 田 勝 男	12番	住 吉 充
13番	山 岡 寛 次	14番	松 井 俊 海
15番	佐 中 十九昭	16番	中 岡 長 一
17番	国 岡 光 明	18番	加 藤 公
19番	奥 村 邦 一	20番	田 中 千 代

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	桑 原 克 之	2番	多 田 雄 一
3番	堀 間 禎 子	4番	西 山 勝 子
5番	百 本 忠 弘	6番	宮 坂 二 郎
7番	河 野 道 昭	8番	崎 本 広 美
9番	原 田 幸 治	10番	千 柄 義 昭
11番	前 田 勝 男	12番	住 吉 充
13番	山 岡 寛 次	14番	松 井 俊 海

15番 佐 中 十九昭
17番 国 岡 光 明
19番 奥 村 邦 一

16番 中 岡 長 一
18番 加 藤 公
20番 田 中 千 代

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|------------------------------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 加 藤 天 |
| 助 | 役 | 石 原 憲 治 |
| 収 入 | 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 | 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 | 長 | 三 村 素 直 |
| 福 祉 保 建 部 | 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 | 長 | 池の本 和 弘 |
| 福 祉 保 健 部 参 事 兼
保 健 セ ン タ ー 所 長 | | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 | 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 | 長 | 上 條 正 弘 |
| 地 域 振 興 課 | 長 | 奥 谷 正 則 |
| 税 務 課 | 長 | 園 山 純 |
| 住 民 課 | 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 | 長 | 因 幡 貞 男 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 青 木 基 秀 |
| 監 理 課 | 長 | 木 原 正 博 |
| 建 設 課 | 長 | 久 保 伸 一 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 長 | | 永 海 房 雄 |

| | |
|------------------------------|---------|
| 教 育 委 員 長 | 濱 井 隆 秀 |
| 教 育 長 | 李 木 義 夫 |
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 教 育 部 参 事 兼
海 田 東 公 民 館 長 | 柳 原 徹 |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅 |
| 上 下 水 道 部 長 | 佐 藤 隆 |
| 庶 務 課 長 | 新 浜 憲 治 |
| 下 水 道 課 長 | 槇 根 君 夫 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 島 文 男 |
| 主 査         | 梶 原 正 勝 |
| 主 任         | 伊 藤 仁 士 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第5 第1号議案 工事請負契約の締結について（海田中央第5蟹原地区污水管新設工事（12-01））

日程第6 第2号議案 町道の路線の認定について

日程第7 第3号議案 広島広域市町村圏振興協議会の廃止について

日程第8 第4号議案 広島広域行政圏協議会の設置について

日程第9 第5号議案 海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第6号議案 職員の再任用に関する条例の制定について

日程第11 第7号議案 職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する

る条例の制定について

- 日程第12 第8号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第9号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第10号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第11号議案 広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定について
- 日程第16 第12号議案 平成12年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 第13号議案 平成12年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 第14号議案 平成12年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第15号議案 平成12年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第16号議案 平成12年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 施 政 方 針
- 日程第22 一 般 質 問
- 日程第23 第17号議案 海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第18号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 第19号議案 海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定について
- 日程第26 第20号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 第21号議案 平成13年度海田町一般会計予算
- 日程第28 第22号議案 平成13年度公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 第23号議案 平成13年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 第24号議案 平成13年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第31 第25号議案 平成13年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第32 第26号議案 平成13年度海田町水道事業会計予算
- 日程第33 発議第1号 海田町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
- 日程第34 発議第2号 マツダに中期計画の見直しを要請することを求める意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（田中）皆さんおはようございます。本日はご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成13年第1回海田町議会定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は議会議員選挙の関係で2月議会となりましたが、皆様もご承知のとおり、平成13年度の当初予算を審議する最も重要な議会でございます。

提出される諸議案は町民の生活に最も関連のある平成13年度予算案を初め、平成12年度補正予算案、土地区画整理事業施行条例の制定など、その内容も多種多様にわたる膨大なものでございます。議会といたしましても、町民の負託にこたえるため十分な検討を加え、町民の要望する施策を町政運営に反映するよう、努力いたしたいと存じます。議員の皆様におかれましても、綿密なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願をするものでございます。

まだまだ厳しい寒さが続きますので、皆様にはひとえにご自愛を賜り、審議にご協力をいただきますよう希望いたしまして、私のごあいさつといたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第34に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、11番、前田さん、12番、住吉さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から2月26日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、会期は、本日から2月26日までの13日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a string. In the center of this line is a small, empty circle.

○議長（田中） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中） 日程第3。諸般の報告を議題といたします。

まず 議会報告でございますが 議会の動きとしてお手元に配付をいたしております

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る12月22日及び2月6日に定例

○18番（加藤）消防議会議員の加藤です。ご報告を申し上げます。

消防組合議会の内容についてご報告いたします。

まず 12月22日開催の定例議会において、条例の一部改正3件と平成11年

まず その内容ですが、火災予防条例の一部改正は、建築基準法等の改正に伴う防火

また、次の手数料条例の一部改正も同様ですが、中央省庁等改革関係法の施行により

次に 職員の給与に関する条例の一部改正は、人事院の給与勧告及び国家公務員の給

平成11年度一般会計決算の認定については、歳入総額17億9,991万9,545

８７５万６，０００円の決算となります。

次に、平成１２年度一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ１，６４７万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１８億８，０３０万３，０００円と定められ、本町の分担金は、当初予算額３億７，９５５万７，０００円から５６９万５，０００円減額され、３億７，３８６万２，０００円となっております。

続いて、２月６日の定例会についてご報告いたします。

定例議会に提出された諸議案は、いずれも原案どおり可決されました。

まず、職員の再任用に関する２条例は、本議会に提出されておりますものと同様に、地方公務員法の一部改正により、定年退職者等を再任用することができることとされたことに伴い、職員の再任用に関し、必要な給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項が定められております。

次に、平成１３年度一般会計予算についてですが、歳入歳出の総額を１８億９，９８９万４，０００円と定められ、歳入のうち各構成団体の分担金は、海田町が３億７，４７６万３，０００円、構成比２０．６８％となっております。前年度当初予算と比較し、４７９万４，０００円の減額となっております。坂町分は、１億５，８０２万４，０００円、８．７２％、熊野町分は、３億３，１８１万４，０００円、１８．３１％、広島市分が９億４，７６０万１，０００円、５２．２９％となっております。

歳出の主なものとしては、消防車両等の整備として３台分、８，９２０万９，０００円が計上されておりますが、これは瀬野川、坂、熊野の各出張所の消防ポンプ自動車を購入後１１年から１３年が経過しているため、それぞれ各１台ずつを更新するものです。その他、庁舎改修として、瀬野川出張所執務環境整備、防音工事並びに熊野出張所防火衣等収納スペース整備が予定されており、１，８８０万２，０００円が計上されております。また、救急高度化の推進のため、各隊常時救急士２名体制の確立を図るべく、引き続き救急処置の高度化に伴う救急隊員の教育を行うため、４９７万８，０００円が計上されております。

最後に、消防組合議会２常任委員会の閉会中の継続調査事件が承認されております。

なお、ただいま報告しました内容の詳細については、資料等を事務局に保管しておりますのでご参照ください。

以上、まことに簡単ですが、消防組合議会報告といたします。終わります。

○議長（田中）それでは続きまして、安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、去

る１２月２１日及び２月８日に定例議会が開催されておりますので、安衛管議会の概略について、安衛管議会議員の助役から報告を求めることといたします。助役。

○助役（石原） それでは、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告をさせていただきます。

本町の１２月定例会以後、組合議会は、先ほど議長の方からご説明がありましたように、１２月２１日及び本年の２月８日の２回開催されました。

まず、１２月２１日開催された平成１２年第２回組合議会定例会の議事の内容につきましては、人事院の勧告に基づく国の給与改定を考慮して、期末、勤勉手当の引き下げ等の改定をするため、職員の給与に関する条例の一部改正を行うもので、全会一致で議決されました。

次に、去る２月８日に開催された平成１３年第１回組合議会定例会につきましては、管理者の選任及び職員定数条例の一部改正外８件の議案が上程されました。

まず、２月７日に任期満了となった管理者の選任につきましては、前管理者の吉田・坂町長が全会一致で再任されました。任期は平成１７年２月７日までとなっております。

次に議案関係でございますが、まず第１号議案、職員定数条例の一部改正につきましては、安芸地区広域不燃物最終処分場の事業実施に伴い、国へ提出することとなります。最終処分場整備計画作成等、事務量の増加に対応するため、職員定数を２３名から２４名に１名増員するものでございます。

第２号議案は、安芸地区衛生施設管理組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正するもので、これまで２年ごとに見直しをしてきた、し尿収集運搬手数料及び一般廃棄物収集運搬業等許可期限延長、これは１年から２年に延長されるものでございますけれども、これらに伴う申請許可手数料等を本年４月１日から改定するものでございます。ちなみに、本町の改定幅は、一般家庭用で人頭割、これは１人１カ月になりますけれども、現行の３７５円から３８５円、１０円、それから基本料等につきましては５円程度の値上げになるものでございます。

第３号議案、平成１２年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算につきましては、平成１２年１０月から電気料金値下げ及び汚泥コンポスト化に伴う汚泥の搬出量の減少などにより不用となりました３,０００万円と、基金利息７万円を加えた３,００７万円を財政調整基金に積み立てるための補正でございます。

第４号議案、安芸地区広域不燃物最終処分場特別会計補正予算につきましては、基本

設計委託料の執行残 6 9 0 万円及び地元住民による視察研修が、熊野町の事業として実施されたこと等により、地元対策関係費などの減、合計 1, 5 8 6 万 1, 0 0 0 円を減額補正したものでございます。

第 5 号議案、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、広島県地域公害防止地域の地域指定が平成 1 1 年度末で期限満了となったため、平成 1 2 年度事業に対する国庫補助率を、当初予算では 3 分の 1 で計上していたものが、地域指定の期限の延長が認められ補助率が 2 分の 1 となり、またあわせて補助対象額も増額されたことにより、歳入歳出をそれぞれ 2 億 6, 3 8 3 万 6, 0 0 0 円増額いたすものでございます。

第 6 号議案、組合経費の関係町負担金の負担方法につきましては、組合規約第 1 2 条の規定に基づき、毎年度管理者が組合議会の議決を経て定めることとなっております。

まず、一般会計に係る経費につきましては、歳出総額から公債費と手数料格差補填額にかかわる経費、及びし尿収集業務減少対象対策費を差し引いた額から、事業収入、国県補助金、地方債などの自主財源を控除した額の 1 0 0 分の 5 については均等割で、1 0 0 分の 9 5 に相当する額については、人口割によって得た額を負担するものでございます。ちなみに、平成 1 3 年度の海田町の負担額は一般会計 8, 9 0 2 万 2, 0 0 0 円、不燃物最終処分場特別会計は、3, 1 9 6 万 7, 0 0 0 円、ごみ焼却場特別会計 6, 8 3 0 万 2, 0 0 0 円となるものでございます。

次に、不燃物最終処分場特別会計に係る経費につきましては、人口割 5 0 %、搬入割 5 0 % に相当する額、ごみ焼却場特別会計につきましては人口割とするというものでございます。

次に、第 7 号議案、平成 1 3 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算、これは主としてし尿業務の事業でございますけれども、歳入歳出それぞれ 5 億 8, 2 1 0 万円の当初予算が提出され、全会一致で議決されました。

第 8 号議案、平成 1 3 年度安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計予算につきましては、平成 1 1 年度、1 2 年度の 2 カ年にわたり実施した生活環境影響調査報告書を、来る 2 月 2 0 日から 1 カ月間の縦覧に付すこととしており、地元住民の最終合意をいただく予定となっております。

平成 1 3 年度予算につきましては、国への整備計画書の提出を 9 月に控え、実施設計、用地測量及び各種許認可関係の図書を作成するための予算、歳入歳出それぞれ 2 億 5 1

1万1,000円の当初予算が提出され、全会一致で議決されました。なお、用地買収費については存目のみとし、必要額につきましては実施設計、用地測量終了後に補正予算に計上されることとされております。

第9号議案、平成13年度安芸地区広域ごみ処理焼却場特別会計につきましては、本年度着工した焼却場整備事業が本格化することから、平成13年度分の建設事業費など、歳入歳出それぞれ42億7,583万8,000円の当初予算が提出され、全会一致で議決されました。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。なお関係資料につきましては、例年どおり議会事務局に置いておりますので、ごらんいただきたいと思います。

○議長（田中）以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）皆さんおはようございます。本日はご多忙のところご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

12月定例議会後の行政執行の状況についてご報告申し上げます。

まず、国勢調査の速報についてでございますが、昨年10月に行われました平成12年国勢調査も、町民の皆さんのご協力により、無事終了をいたしました。先般、この調査の集計がまとまり、人口と世帯数の速報値が公表されました。これによりますと、海田町の人口は3万43人で、男性1万4,946人、女性1万5,097人、世帯数は1万1,581世帯となっております。5年前の平成7年の調査と比較してみますと、人口は4人減少と横ばいでございます。世帯数で303世帯増加しております。また、人口を男女別に見ますと、女性の数が男性を151人上回り、昭和30年以来45年ぶりに逆転の数値を示しております。今後も調査結果が順次発表されますので、海田町ホームページ等で公表をさせていただきます。

続きまして、町税等の収納対策についてでございますが、年末収納対策強化月間として、12月8日の一斉文書催告を初めに、電話催告、12月17日、日曜日の休日納付相談・納税窓口の開設、それに続く集中臨戸徴収、12月23日、祝日の休日臨戸徴収などの徴収活動を展開し、この期間中に286万3,400円の納付をいただきました。町税等の徴収につきましては、今後も全庁的な課題としてとらえ、より効率的な徴収活動を展開してまいります。

次に、1月7日には海田勤労青少年体育館におきまして、平成13年度消防出初め式を行いました。当日は、みぞれまじりの雨で式典のみを実施しましたが、消防団員、消防署員、少年消防クラブ員や、来賓、参観者で約300名の参加があり、防火意識の高揚を図ることができました。

また、続く1月8日には、海田公民館におきまして、平成13年「成人祭」を実施いたしました。今年の新成人383名のうち65%に当たる249名が出席をし、前年にも増して高い出席率でございました。式典は厳粛な中で実施され、大人としての自覚と今後の責任について考えるよい機会になったと思います。また、その後のパーティーは、温かい雰囲気の中で、久しぶりに会った恩師や友人と楽しく語り、お互いの成長を確かめ、近況報告をしながら最後まで和やかな交流の場となりました。この成人祭を機に若い感性を生かしてまちづくりに参加し、地域の活性化の原動力になっていただけるよう期待をいたしております。

続きまして、昨年11月に発生して、付近の皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしました環境センターの重油漏えい事故のその後の状況でございますが、川床からのしん出量は、今年に入り減少したものの、降雨後一時的に増加する状況が続いておりましたが、2月に入りほとんど出なくなり、しん出がおさまった感があります。また、ボーリング調査の結果からも、貯油タンク周辺以外への汚染範囲の広がりはありませんでした。今後はその結果を踏まえ、保健所と協議しながら事後の判断をしてまいりたいと思っております。

続きまして、海田市駅利用者自治会についてでございますが、12月定例議会後6回の話し合いの場を設け、今後海田市駅南口土地区画整理事業及び広島市東部地区連続立体交差事業など、駅周辺は大規模事業が実施される時期となり、現状での自転車の整理は非常に難しくなることを告げ、将来は自転車等駐車場事業は町で運営することとなる旨説明をし、現在事業開始の時期、場所、工事中における仮駐車場の確保、事業運営方針等、駐車場設置及び運営における諸問題を検討中であり、協力いただきたい旨お願いをいたしております。また、現在自治会が使用している用地につきましては、その使用形態に応じて応分の負担をいただくことで協議を進めております。その際問題となります土地の使用あるいは貸し付けについては、関係法令の中で整理し、自治会と協議してまいります。また、現在町が負担している使用料相当額を自治会に負担していただくことで、最終調整を行っているところでございます。

次に、平成１２年１２月１４日議決をいただきました町営住宅の明け渡し及び滞納家賃相当額請求に係る訴訟につきましては、１月３０日に広島地方裁判所へ提起したところでございます。

続きまして、広島市東部地区連続立体交差事業についてでございますが、現在広島県、広島市においてＪＲ西日本と事業計画についての協議を行っておられますが、いましばらく時間を要する状況にあると伺っております。

次に、東広島バイパス工事の進捗状況についてでございますが、曾田・寺迫地区の一部については、引き続き上部工工事を進めておられます。上部工が完成しましたら、国信のトンネル工事に着手される予定です。

続きまして、公園の返還についてでございますが、昭和５４年１月から借りておりました大正町ちびっこ公園と、昭和５１年７月から借りておりました、汁免ちびっこ公園の半分を地権者の都合により、今年度末をもって返還することになりました。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、事業計画縦覧期間中に１７名の方々の縦覧がありました。事業計画に対する意見書は、県知事に対し６２件４２６名の提出があり、そのうち事業にかかわる土地所有者は３３名、借地権者は１９名でございます。また、町長あてにも県知事あてと同様、意見書が４１４名の方々から提出されました。換地の際の従前の土地の面積につきましては、原則実測によることとし、現在、ご協力いただけたところから測量を行っているところでございます。

最後に、１２月２３日、滋賀県で行われました、びわ湖クロスカントリー大会の女子３，０００メートルに、海田中学校から山本未央里さんが出場し、見事優勝しました。また、同時開催の都道府県対抗クロスカントリーリレーでは、織田麻琴さんが２区の区間賞を受賞いたしました。

１月１４日には、京都市で行われた全国都道府県対抗女子駅伝大会で、同じく織田麻琴さんが８区で区間賞をとられる快走により、広島県を４位入賞に導きました。

また、２月４日、倉敷市市民会館で行われました、全日本アンサンブルコンテスト中国大会に、広島県代表６団体のうち、海田中学校吹奏楽部から打楽器七重奏など４部門に合計２７名が出場しました。このうち、クラリネット八重奏で金賞を受賞するなど、日ごろの練習の成果を披露いたしました。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には同意１件、契約認定１件、町道認定１件、条例制定３件、条例改正８件、補

○議長（田中）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより同意第1号について採決をいたします。お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、同意第1号については、原案のとおり同意することと決めます。

李木教育長、入場してください。

（李木教育長 入場）

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第5、第1号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第1号議案、工事請負契約の締結について。海田中央第5蟹原地区污水管新設工事（12-01）。蟹原二丁目地内において施工する海田中央第5蟹原地区污水管新設工事（12-01）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明申し上げます。

工事名でございますが、海田中央第5蟹原地区污水管新設工事（12-01）でございます。工事場所は海田町蟹原二丁目地内、請負金額は7,875万円でございます。請負者は、株式会社唯間組 代表取締役 唯間正巳でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成13年10月15日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料1の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明申し上げます。

○議長（田中）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、工事の概要につきましてご説明いたします。

資料2をお開きください。1ページの工事箇所図をお願いいたします。工事の施工箇所でございますが、位置図に示しておりますように、町営第二蟹原住宅付近で施工いた

します。蟹原二丁目周辺の整備工事でございます。この工事は、県道矢野・海田線に埋設済みの流域瀬野川幹線の投入点に接続するため、町道３号線、町道１６４号線、町道２８７号線、町道３０１号線及び里道等の一部に、口径２００ミリの污水管を開削工法で８４１．１メートル、推進工法で２７．４メートル布設し、蟹原二丁目の一部と浜角の一部の面整備を図るものでございます。この工事によりまして、約４．３ヘクタールが処理可能区域となります。この区域は道路幅員の狭いところが多くあり、迂回路や片側通行など、どうしても交通規制により、対応することになります。工事の施工に当たりましては、地元の方々と十分調整を図りながら実施するとともに、通行の安全等、安全対策には万全を期して工事を進めてまいります。なお、２ページに標準的な断面図を添付しておりますので、ご参照ください。以上で終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中さん。

○１５番（佐中）１５番佐中です。この手続上、債務負担行為はいつやられたのか、私ちょっと記憶がないんですが、いつごろ議会に出されたのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（田中）下水道課長。

○下水道課長（槇根）１２月の議会に出しております。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第１号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第１号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第１号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第６、第２号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第２号議案、町道の路線の認定について。海田市駅南口土地区画整理事業

に伴い現在の県道海田市停車場線が事業区域内に振り替えられることとなったため廃止となる道路を、町道として認定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）監理課長。

○監理課長（木原）それでは、第2号議案、町道の認定についてご説明申し上げます。恐れ入りますけれども、資料3をお願いします。

今回認定しようとする路線は、図の方で示しておりますように、赤色で着色している部分でございます。海田町稲荷町2115番2地先から同町2066番1地先までの延長130メートル、幅員2.5メートルから3.5メートルの道路でございます。

この赤で着色されている部分につきましては、現在海田市停車場線として県道認定をされておりますけれども、海田市駅南口土地区画整理事業に伴いまして、これを県道に振り替えられる、青色で着色している部分を県道に振り替えるということとなりましたので、赤色で着色しております路線は、県道としては廃止となることになりましたので、町道319号線として町道認定をして、今後維持管理をしていくものでございます。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。千柄さん。

○10番（千柄）この県道が廃止された町道は、幅員は幾らになりますか。

○議長（田中）監理課長。

○監理課長（木原）幅員は先ほどご説明申し上げましたように、2.5メートルから3.5メートルの部分がございます。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第2号議案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおりこれを決します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田中）この際、日程第 7、第 3 号議案、広島広域市町村圏振興協議会の廃止についてと、日程第 8、第 4 号議案、広島広域行政圏協議会の設置については関連がありますので、一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第 3 号議案、広島広域市町村圏振興協議会の廃止について。第 4 号議案、広島広域行政圏協議会の設置について。第 3 号議案と第 4 号議案は一括してご提案申し上げます。

広域行政圏の機能強化と広域的な自立生活圏の形成を推進することを目的として、圏域の見直しが行われたことに伴い、現在設置の広島広域市町村圏振興協議会を廃止し、新たに広島広域行政圏協議会を設置するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）それでは、第 3 号議案、広島広域市町村圏振興協議会の廃止及び第 4 号議案、広島広域行政圏協議会の設置についてご説明いたします。

現行の広域行政圏は、昭和 47 年に設定されたもので、設定後約 30 年を経過しており、この間の交通基盤の整備や情報通信体系の発展、広島市の政令市の昇格など、社会情勢は大きく変化してまいりました。こうした背景を踏まえ、広島県では住民の日常生活圏の結びつきや広域行政の実態などを考慮し見直しを行い、平成 12 年 11 月 8 日に新たな広域行政圏域の設定をしたものでございます。

海田町が所属する広域行政圏は、以前の 3 市 9 町から、今回 1 市 4 町と 2 市 5 町村の 2 つの広域行政圏に分割されることになりました。そのため、現在の 3 市 9 町による広島広域市町村圏振興協議会を廃止し、新たに海田町が所属する 1 市 4 町による広島広域行政圏協議会を設置するものでございます。

それでは、資料 4 をごらんください。下側になりますけれども、現在の広島広域市町村圏振興協議会と、上側の新しく設置する広島広域行政圏協議会の規約案を対比しておりますので、新しく設置する協議会の規約案をもとにご説明を申し上げます。なお、本規約案は、基本的に現行の広島広域市町村圏振興協議会の規約をベースに作成しております。

まず第 1 章、総則でございますが、本章では協議会の目的、名称、担任する事務等について規定をしております。第 1 条、第 2 条は協議会の目的と名称でございます。第 3

条の協議会を設ける市町につきましては、以前の3市9町から、今回1市4町に変更になっております。2ページをお開きください。第4条の協議会の担任する事務としましては、第1条の目的に沿ってここで規定をしております。第5条、協議会の事務所は、引き続き広島市役所内に置くこととしております。

第2章、協議会の組織でございますが、本章では協議会の会長、委員、幹事、職員等について規定をしております。第7条は会長の選出方法、職務、その任期及び職務代理者について規定をしております。3ページをお開きください。第8条は委員の規定でございます。第9条は幹事についての規定をしております。第10条、11条で、職員について定めております。職員につきましては、各市町の広域行政担当職員が当たることとなります。4ページをお開きください。第12条、事務処理のための組織は、協議会の議決を経て必要な組織を設けることができる旨の規定をしておりますが、これは事務局という組織を設けることができるということで協議を進めております。

第3章、協議会の会議でございます。本章では、協議会の会議の招集、運営、幹事会等について規定しております。第13条は、協議会の会議が決定機関である旨、第14条は、会議の招集、第15条は、会議の運営に関する規定をそれぞれしております。5ページをお開きください。第16条は、第9条で規定する助役などで構成される幹事会についての規定をしております。

第4章、協議会の財務でございます。本章では、協議会の経費の支弁方法、予算、決算、契約等について規定をしております。第17条は、経費の支弁方法ですが、協議会の経費は基本的には、関係市町の負担金をもって賄うこととしております。負担する額については、協議により決定することとなっておりますが、現行の振興協議会では、均等割50%、人口割50%となっており、事前協議におきましては、一応この方式を踏襲するというようにしております。第18条、予算から7ページの第23条決算等までは、予算、決算に関する規定をしております。第24条、財産の取得、管理及び処分の方法は、新たに追加した条文でございますが、現在、協議会には現金以外の財産はございません。8ページをお開きください。第25条、契約は、予算の執行に伴う契約についての規定でございます。

第5章、補則でございますが、本章では、協議会の出納検査、費用弁償、解散した場合の措置等について規定しております。第27条、事務処理の状況報告、これは、追加条文でございますが、事務の処理状況報告を明文化したものでございます。第28条、

出納検査は、条文の変更はございませんが、現在は広島市の監査委員に出納検査を受けておるところでございます。9ページをお開きください。第29条、費用弁償、第30条、協議会が解散した場合の措置、第31条、協議会の規程については規定しておりますが、ここでは大きな変更点はございません。

10ページの附則でございますが、この規約の施行日を平成13年4月1日からする旨の規定と、平成13年度の予算に関して、本規約の施行日との整合を図るため、期日に関する読替規定を設けております。

この規約案につきましては、関係市町が、今回開催される定例議会に同一のものを提案することとなっております。以上、簡単でございますが、議案の説明を終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中さん。

○15番（佐中）15番佐中です。規約の中に広島広域行政圏計画、この計画というのはどこでつくられておる計画なのか。協議会なのか、あるいは県なのか。この指導に基づいて策定及び云々、連絡調整を行うというのを目的とするというのが、前段でそれがあるわけですが、それはどこでつくられておるのかどうかお尋ねします。

あわせて、規約の、資料の中に、これまでは自治法に基づく規定があったのに、今回なぜそれを外しておるのかどうか。私から見れば、この法に基づかない協議会、これ自体が、まさに何を意味しておるのかよくわからないので、いろんな問題が起きたり、あるいは今後の方針について、一定の法的な規則や規定がなかったら、どこに進むかわからないという心配があるので、なぜこの法的な根拠というのか、規定から外しておるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）第1点目の広域行政圏計画の項目ですが、これは今回設置する広域行政圏協議会で策定をするものでございます。各関係市町が寄りまして、広域的な見地から各市町の総合基本計画等と整合も合わせながら、計画を練り直していくという計画でございます。

それと、法の、設置の根拠ということでございますが、これは、一応総務省の方から準則も流れてきておりますし、今回の議案の提案理由のところでも明記してございますように、明らかに法に基づく協議会であるということであるので、この規約の中にうたわなくても差し支えないという判断において整理をされたものでございます。

○議長（田中）佐中さん。

○15番（佐中）提案理由の中に、機能強化と広域的な自立生活圏という文言が提案理由の中にあっただんですが、自立生活圏というのは、行政がつくるのではなくて、住民の側からつくられていくもの、このように私は解釈するんですが、このことを提案理由にされると、押しつけになるというように私は判断するんですが、どういう見解なのか。逆立ちした政治を、実際に行政の側からつくっていく方向とを感じるんですが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）今回の見直しにつきましては、住民の日常生活圏などの実態を十分考慮しながら、また、広島県においては13年度からスタートしようとする地域事務所等の整合も図りながら圏域設定をなされたものというふうに聞いておりますし、行政としてこれを押しつけられたというようなことは全然考えておりません。

○議長（田中）中岡さん。

○16番（中岡）1ページの第2条の、従来は3市9町であったものが、今回いわゆる海田町が入るといいますか、1市4町になる。この3市9町をどういうふうに分解したのか、わかれば教えてください。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）それでは、3市9町のあれですけれども、まず、広島広域行政圏の中には1市4町、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町というふうになります。もう1つ今回新たに設置されることとなります、広島西広域行政圏協議会、まだこれは確かな名称ではありませんけれども、広島西行政圏では、ここにやはり以前の構成メンバーがありました廿日市市、大竹市、大野町、湯来町、佐伯町、吉和村、宮島町が入っております。で、1町、向原町が抜けております。向原町は芸北広域の方へ入るということで、向原町が別途芸北広域の方へ入るようになっております。

○議長（田中）中岡さん。

○16番（中岡）今、説明を聞きますと、県が方向性を示しておるいわゆる合併問題と偶然かどうかわかりませんが、一致をしておるということで、この1市4町の広域行政圏協議会というのは合併絡みではないか、いわゆるそういったものを根底にした協議会ではないかというような、うがった見方がされるわけですが、この提案理由の説明の中に、先ほど佐中議員も言いましたが、広域行政圏の機能強化と広域的な自立

で、この従来のいわゆる 3 市 9 町で今まで機能強化が図れなかったという理由はどこにあったんですか。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）機能強化が図れないというよりは、今の太田市さんまでの範囲と調整がなかなか難しいということで、太田市、太田を取り囲む圏域を 1 つの圏域とした方が、より広域行政の推進になるのではないかとという県の判断があったというふうにお聞きしております。

また、合併パターンと同じように思えるがというご質問でございますけれども、今回海田町が属する圏域と、太田市、太田等の圏域が、やはり合併と同じ圏域になっております。しかしながら、他の圏域は、あとの 6 つの圏域は、それぞれパターンとは違う構成になっておりますので、合併パターンは 17、今回の圏域は 8 ということでございますので、これは偶然海田町が合併パターンと同じ圏域の中に含まれたものと、合併パターンと広域行政圏は別物であるという認識のもとで設定を考えております。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）それでは、これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第 3 号議案、広島広域市町村圏振興協議会の廃止について討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第 3 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第 3 号議案については、原案のとおりこれを決します。

続いて第 4 号議案、広島広域行政圏協議会の設置について討論がございますか。

討論があるようですので、本案について討論を行います。まず、反対討論を許します。

佐中さん。

○15 番（佐中）15 番佐中です。広域市町村圏の設定は、知事が関係市町村と協議の上、あらかじめ自治大臣と協議をし、設定をする。その基準はおおむね 40 万以上の規模を有することを標準とし、一定の要件を具備した日常社会生活圏を形成し、または形成する可能性を有する地域について行うものとされております。広域行政圏機能の整備は、

広域市町村圏に属する市町村は、広域市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務を処理する内容とされております。

また、地理的、歴史的、行政的に一体と認められる圏域を形成し、一体的将来像を描き、それを達成するために必要な都市的行政課題を有することが要件となっております。だから、広島市との合併とリンクしたもの、連結したものと考えられざるを得ないわけであります。ただいま説明がありましたが、8地域に分けるというのは、最終的には広島県はその8地域に合併をして、統廃合するという方針もあるわけであります。また、提案理由の中に、広域的な自立生活圏の形成とありますが、先ほど言いましたように、つくるものではなく、つくられていくものであり、逆立ちしたものでありますし、また、規約の中にこれまで自治法の規定に基づいていたが、今提案をされているのは削除されております。これは、一種の行政単位ではありますが、一部事務組合、また一般に言う協議会などのような法律上の根拠を持たないというのが、私の解釈であります。法に基づく一定の基準がなければ、将来、知事や市長の裁量で好き勝手に運営ができることになります。よってこの議案は認めることができないので、反対の意思を表明し、反対討論といたします。

○議長（田中）続いて賛成討論を許します。河野さん。

○7番（河野）7番河野です。第4号議案、広島広域行政圏協議会の設置について、賛成の立場で討論を行います。

現行の広島広域市町村圏振興協議会が、広島県の見直しによって上からの強制されたものではないにしても、2つに分かれるということになったため、新たに広島広域行政圏協議会を設置するものであります。そして、いろいろ研究をする場をつくるわけでございます。新たな行政圏の範囲は、住民の日常社会生活圏をもとに、広域的連携の必要性があることから設定されるものでありまして、今後の広域行政課題について取り組むとともに、地域の振興のため、広域行政圏計画を策定するなど、広域的な協議をするために必要な組織であることから、本案に賛成するものでございます。以上。

○議長（田中）ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立による採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（田中）起立多数と認めます。よって、第４号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第９、第５号議案、海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第５号議案、海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。海田町特別職報酬等審議会を政務調査費の額について審議する機関として位置づけるため、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）それでは、第５号議案、海田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料の５をお願いいたします。第２条、所掌事項の規定ですが、地方自治法第１００条第１２項に規定する政務調査費の額を加えるものでございます。これにつきましては、地方自治法の一部改正によりまして、議会議員の調査研究の必要経費の一部として、政務調査費の交付ができることとなりました。この中で、額については、特別職報酬等審議会等の意見をあらかじめ聞くようにとの自治省、現在の総務省でございしますが、そこからの通知がありますので、所掌事務として加えるものでございます。この条例は、平成１３年４月１日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第５号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第５号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第５号議案については、原案のとおりこれ

この際、暫時休憩をいたします。再開は10時20分。

午前 10 時 21 分 再開

~~~~~○~~~~~

この際、日程第１０、第６号議案、職員の再任用に関する条例の制定についてと、日程第１１、第７号議案、職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、関連がございますので一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

第6号議案につきましては、地方公務員法の一部改正により、定年退職者等を再任用することができることとされたことに伴い、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものでございます。第7号議案につきましては、再任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項を定めるため、関係条例の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（上條） それでは、第 6 号議案、職員の再任用に関する条例についてご説明を申し上げます。

条例案と同時に資料 6 をごらんいただきたいと思います。地方公務員法の改正によりまして、定年退職者等の新たな再任用制度が採用され、それに伴いまして定年退職に関する規定が改められましたので、職員の再任用に関する条例の制定をするものでございます。

24

できる新たな再任用制度が設けられたものでございます。

それでは、議案の 12 ページをお願いいたします。条例第 1 条、趣旨でございますが、「この条例は地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び 3 項並びに地方公務員法等の一部を改正する法律附則第 6 条の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとする。」という規定でございますが、地方公務員法の条文が列挙されています。地方公務員法の 28 条の 4 第 1 項では、この制度の対象となる者は、当該地方公共団体を定年により退職した職員と、定年退職前に退職した職員についても再雇用を可能にする規定でございます。1 年を単位とする任期を設定して、採用できると定めています。2 項では、任期の終了のたびに勤務実績や健康状態を判断した上、1 年を超えない範囲で任期を更新することができるとしております。3 項は、再任用の上限年齢と再任用の任期の末日を条例で定めるよう求められています。また、地方公務員法等の一部を改正する法律の附則第 6 条ですが、再任用制度の任期の末日に係る上限年齢に関しての特例規定でございます。以上を受けまして、第 1 条は、それぞれ基準等必要な事項を条例で定めるというものでございます。

次の第 2 条、定年退職者に準ずるものですが、本条の規定による新たな再任用制度の対象となるのは、定年退職者を原則とすべきですが、条例で定める一定の要件を満たす定年前の退職者についても、再任用の対象としています。第 1 号で、勤続期間が 25 年以上で、退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるという要件を規定しております。

次に第 3 条ですが、任期の更新の要件についての規定でございます。具体的には、更新直前の任期における勤務実績が良好であるという場合で、あらかじめ職員が同意している場合に再任用を行うことができるというものでございます。

第 4 条ですが、任期の末日に係る上限年齢については 65 歳とし、上限年齢に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前とするものでございます。

附則としまして、第 1 条で、この施行期日を定めております。第 2 条では、再任用制度の任期の末日に係る上限年齢に関しての特例規定で、再任用の上限年齢を平成 13 年度から 61 歳で、以下 3 年ごとに 1 歳ずつ引き上げるものでございます。第 3 条では、職員の定年等に関する条例の一部改正でございまして、地方公務員法の改正によりまして条項の整理を行っております。

続きまして、7 号議案に移らせていただきます。議案の 14 ページをお願いいたしま

す。それでは、職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例案と資料 7 に新旧対照表をお示ししておりますので、その 2 つで説明を申し上げます。

職員の再任用に関する条例制定に当たり、関係条例の整備が必要となりますので、改正をするものでございます。改正する条例ですが、第 1 条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例。第 2 条、職員の育児休業等に関する条例。第 3 条、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例。第 4 条、職員の給与に関する条例の、以上 4 条例を改正するというものでございます。

資料の 7 をお願いいたします。最初に職員の勤務時間、休暇等に関する条例ですが、再任用短時間勤務職員も常勤職員と同じような業務に従事する職員であることから、第 2 条第 2 項で再任用短時間勤務職員の勤務時間は 1 週間当たり 16 時間から 32 時間の範囲内で定めております。第 3 条、4 条関係では、再任用短時間勤務職員についての週休日及び勤務時間の割り振りについての規定でございます。第 12 条関係ですが、年次有給休暇の日数については、20 日を超えない範囲で定めるという規定でございます。第 18 条は、非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規定で、再任用短時間勤務職員は除くと定めております。

続きまして資料の 3 ページ、職員の育児休業等に関する条例第 6 条ですが、部分休業をすることができない職員の規定でございますが、非常勤職員については、育児のための部分休業は付与できないが、再任用短時間勤務職員については、1 歳に満たない子を養育するため部分休業をとることができる旨の規定でございます。

次に、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例でございますが、これにつきましては、給与条例の改正に伴う条項の整備でございますが、第 4 条中、「第 15 条第 4 項」を「第 15 条第 5 項」に改めるものでございます。

続きまして、職員の給与に関する条例でございますが、第 4 条の給料表の規定ですが、6 項として再任用制度の対象者となる者の給料月額として、職務給の原則による給料月額の決定。第 4 条の 2 では、再任用短時間勤務の職員に係る勤務時間、比例の原則による給料月額の決定。第 12 条 2 項の再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の規定ですが、1 日の勤務時間は 8 時間となっており、常勤職員との均衡を考慮し、勤務時間と超過勤務の時間の合計が 8 時間に達するまでの勤務については、時間外勤務手当の支給割合を 100 分の 100 とするというものでございます。

6 ページをお願いいたします。第 13 条の 2、通勤手当の規定ですが、再任用短時間勤務の職員については、勤務日数に応じて 1 カ月当たりの通勤回数を考慮するというものがございます。第 15 条では条文の整備と、3 項で期末手当の支給割合で、常勤職員の期末手当を再任用職員に置きかえるものがございますが、3 月に 0.3 カ月、6 月に 0.7 カ月、12 月に 0.9 カ月分で、年間 1.9 月分とするという規定でございます。

7 ページをお願いします。第 16 条第 2 項で、勤勉手当の規定でございますが、第 1 号では再任用以外の常勤職員の勤勉手当の率を、また、第 2 号で再任用職員の勤勉手当は、6 月と 12 月に各 0.3 カ月の計 0.6 カ月分とするという支給割合を決めております。16 条の 3 項では、第 1 号で再任用以外の職員、第 2 号で再任用の職員の勤勉手当基礎額の算定方法について定めております。16 条第 4 項につきましては、条項の整理をしています。

8 ページをお願いいたします。17 条の 2、再任用職員についての適用除外規定でございますが、扶養手当、住居手当等を支給しないという規定でございます。19 条は、非常勤職員及び臨時的任用の職員の給与の規定でございますが、再任用短時間勤務職員を除くとしております。

議案の 17 ページをお開きいただきたいと思います。別表でございますが、行政職給料表でございます。再任用職員として下の欄に掲げていますが、職務に対応する俸給月額としております。

以上 4 条例につきまして、平成 13 年 4 月 1 日から施行するものでございます。簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡さん。

○13 番（山岡）13 番山岡でございます。今回の職員の再任用に関する条例の制定でございますが、現在、国の政府と申しますか、景気が不景気なことに対して、もう就職難というのが第一に挙げられて、若い人の雇用というのが大きな社会問題になっておると思います。その点を考えると、現在こういうふうな国の施策の一環かもしれませんが、この任命権者の町長が、法律はこういう制度はあっても、採用しなかったらそれでも済むことでもありますし、また 2 年前ですか、海田町にもそういう再雇用ということをされました。そして 2 年間ですか、退職理事として議会でも答弁をされたという経緯がございます。

そこらをふくまえて、私は若い方を育てる、後継者を育てるという意味におきまして、若い方ができないというのは、そういう教育、今日までの養成ができてないというふうに判断するんですが、その職員の能力を育てる意味で、再雇用は必ず、町の場合はほとんど25年以上の勤務年数は必ずあるというふうに判断しておるんですが、そこらの点について、町長、基本的に先般やられましたような形の再雇用の制度、退職しても理事にするとか、そういうことをされるかお考えかどうか、基本的なことをお尋ねします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）ただいま説明をいたしておりますように、できる規定でございますけれども、やはり仰せのように、こうして再雇用を重視してそういう方向ばかり行きますと、若い人の採用ということにも影響があると、こういうふうには思うわけでございますけれども、さりとてやはり、こういう法で年金制度等の関係がございますし、そういう再雇用という方向も、そのことから打ち出されたと思いますし、また、経験としてどうしても町に、再雇用してでも何かお願いをしたいという職もございます。

そこらを十分に踏まえながら、これがあるからすべて雇用ができる、せにゃなんということではないと思いますから、そういうところ、やはり若い人の採用等を含めながら、執行に当たっては、これからやはり十分に配慮しながら実施していかにゃなんなと、こういうふうには考えております。

○議長（田中）佐中さん。

○15番（佐中）できるという制度なんですね。しかし、町全体から見れば、最小の経費で最大の効果を上げる、それがしかも住民サービスにつながるということを、やはり基本に置くべきだと思うんですね。そうなれば、例えば今、できる制度でこれができたとする。定年になって再雇用する場合に、常勤であれば、町の職員の定数問題に触れてくる場合があるわけですね。そうなれば、これをどのように扱うか。それから、例えば部長でやめられる、職階級が当然あるわけですが、その制度を生かして、町長が判断をされて、多分そのポストを置いた方が住民サービスにつながるというようなことがあるわけですが、その職階級の制度はどのようにされるのか、お尋ねをするわけです。

それから、今山岡さんが言われましたけれども、この制度をやりますと、海田町内で就職してない人がかなりおるわけですね、失業者が多いわけですよ。これらの採用の問題、それを控えて、また退職される方は、なるべく時代の移り変わりですから、社会状

況もいろいろありますから、若い人に譲る。ましてや、職がないような今の世の中で、町が再任用すると。これは政府が出してきたからやむを得ないという、そういう法的な兼ね合いもあるかも知れませんが、しかし、町職員を若返らせて町を活性化させる。しかも、若い人の失業者を再雇用して、住民のためにやらせていく、こういう考えが私は必要だと思うんですよね。その点、もう一遍お尋ねをするんです。

3つ、今言いました、基本的には住民サービスをするけれども、定数の問題をどうするか、もう1つは職階級の扱いをどうするか、それから失業者が多いのに、町が再雇用してやっているのが、住民からおかしいじゃないかという声が出てくるわけです。その辺をお尋ねします。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）まず最初に、定数の問題でございますが、先ほど佐中議員がおっしゃられましたように、フルタイムの、常勤職員については、定数内に入るわけでございます。それで、定数と採用とがどうなるんであろうかということでございますが、今、失業率が非常に深刻な問題となっております。民間部門では、既に高齢者等の雇用の安定法に基づいて、65歳までの継続雇用の努力義務が課せられておるところでございます。公務部門におきましても、今回、年金制度の改革等がありまして、事業主として責任を果たしていかなければならないという格好でこの再任用制度ができたわけございまして、全員がフルタイムで雇用するということではなく、フルタイムの部分もあるし短時間勤務の部分もあるし、というような格好になっております。

それと、ポストでございますが、例えば部長職で定年退職した場合、そのまま部長職の職階を使うのかということでございますが、これは、今後いろんな高齢者向けの職を検討していかないといけないわけなんでございますけれども、その中で、部長職にあった者が、その検討した職で何か再雇用するということになれば、その検討した職の職責・職階によって、給与は決定していくというものでございます。

それと、就職難でないかと。その就職難と雇用の関係でございますが、先ほど言いましたように、非常に今、厳しい状況でございますけれども、この前55歳以上の職員にアンケートをとりました結果、半数ぐらいが再任用を希望されておると。その中で、フルタイムで希望を言う方は3名ほどという格好で、これからいろいろ検討していかないといけないわけなんですけれども、それぞれの職に合った再任用をやっていくというような格好にはなろうかと思えます。

○議長（田中）佐中さん。

○15番（佐中）町長ね、職員がどんどん高齢化をするわけですよ。でね、やっぱり若い人を入れかえる。町職員を若返らせて活力を持たせる。この考えはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）これは、単純に申しますとそういうことであろうかと思います。はっきり申し上げて、今、若い人の雇用というのが、大変な状況になっておるわけでございます。

ただし、やはりこういう年金制度等の改正等により、退職はしたけれども、やはり年金が何年かもらえないと、こういう方のことも全く関係ないよと、こういうものではないかろうかと思います。そういう中で、これからこれを実施していく上において、やはり雇用を希望されたからすべて受け入れにやならぬということではなかろうかと思います。できる規定でございますので、そういう中で、やはりそういう経験のある方を雇用した方が、やはり住民のサービスにもよかろうと。あるいは、今の経済的にもその方がよかろうと。もっとも、期間も定められておるわけでございますから、その中で本当に必要な期間をどう見ていくかとか、これからいろんな諸問題が、実際に起きてくると思いますけれども、基本的には、やはり再雇用も重要でございますけれども、若い人の職場が、現在のような失業率というのが非常に深刻な時期に、このことをやはり頭に十分置いた上での実施をしていかにやならんと、このように考えております。

○議長（田中）西山さん。

○4番（西山）4番西山です。議案の17ページの行政職給料表の下に再任用職員の一応報酬、給与が書いてあったんですけども、国の天下りの方の給与は別といたしまして、普通企業の再雇用の場合の給与は、現職のときの、ほとんどが5割から6割の給与体系で、世間の再雇用の人たちは必死に再雇用で働いているのが現状でございます。その中で、先ほどの説明では、この再任用職員の、ここに1級から全部、7級までの数値が書かれているんですけども、これは、号級は関係なくこの級にあられる方が再任用されたときの給与なんですか。それとも、それぞれ変わるかというのが1点。

私は公務員だけに60でやめろというのは、人権問題だと思っていますので、あとはいかに働いていただくか、住民サービスをしていただくかという問題が大事だと思っています。ただ世間は、もう一度言いますけれども、再雇用の場合は現職のときの5割から6割で働いているのが現状です。その点、この再任用職員のこの給与体系は、どう

いった意味でここに記入されているのか、説明をお願いいたします。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條） 17ページの再雇用職員の級に対する給与でございますが、これは退職時のポストにより、給料の職務の級を決めるというものではございません。それぞれ再任用につきました職務、ポストですね、職務・職責により対応していくものでございまして、例えば主事と同じような事務をやるということになれば、退職時課長であつても主事と同じように、1級、2級の級に該当するというようなものでございます。

○議長（田中）中岡さん。

○16番（中岡）16番中岡です。この資料6を見ると、3行目に官民共通の課題であるというような文章、文句を使っておりますけれども、先ほど総務課長の答弁の中でも、民間企業も65歳までの雇用を努力義務としておるといような発言がありました。ところが民間企業は、企業を守るために、いわゆる、ご承知のようにマツダが1,800人の人員削減を、今、実施しようとしておるといような状況の中で、地方公務員だけでも、再雇用という、悪いことではないと思いますけれども、そういった民間企業との兼ね合いをどのように考えておられるのだろうか。特に、現在町民センターに1人、それから社協に1人、それからシルバー人材センターに1人、定年退職をされた職員が再雇用されておりますけれども、このことが、一般住民から見れば、いわゆる天下りではないかというような批判も出ておるわけです。

現在の制度の中で、先ほど山岡議員の質問の、発言の中にもありましたけれども、その必要性があれば、定年退職の職員を理事というような立場で再雇用をすることもできるし、また現在の制度の中で、1年契約で5年間は再雇用ができるんだと。これは役場の職員といいますか、役場以外の団体ということにはなっておりますけれども、そういったものの兼ね合いですね。

それからこの制度の中で、同じ再任用でも、常勤、いわゆるフルタイムの再任用と、フルタイムということになると、恐らく同じ職場で残るんじゃないかというような気がするんですけれども、いわゆる短時間勤務の再任用というのが、同じ職場じゃなくて、どういう職場に行くんだろうかというようなこともあります。また、職員が短時間勤務で、今までの仕事ができるのであればいいけれども、どこかほかの方へ行かされるのであれば私は嫌だというような、ぜいたくなことにもなりかねんと思います。

そこら辺の関係を、現在の制度と、現在の制度は法律云々ということじゃありません

し、今回は、法律で認めようという制度にしたわけですから、法律で認めたんだからという1つの抜け道のようなことになるとは思いますけれども、そういった現在の制度と、いわゆるどうしても、町長の答弁でも、できるという制度であれば、むしろ今でもやっておるわけですから、改めてこういうことをする必要はないんじゃないか。国が制度を決めたから、地方でもそういった制度をつくっておかにかんといふことじゃないと思うんです。町長の答弁の中にも、25年以上いう、その資格があれば、だれでもということじゃないんだと、希望する職員だけだという答弁がありましたけれども、そういうことであれば、むしろ優秀な人材を、若手を指導するために、若干期間を決めて残しておこうという今の制度でも、十分やっていけるんじゃないかと思います。

そこら辺について、まず1点は、民間企業がどれぐらい努力義務を果たしておるのか、データをつかんでおれば、それも発表していただきたいし、先ほど佐中議員の質問で、定数条例との関係がもうひとつはつきりしなかったので、定数条例との関係をもう一度はつきりさせてもらいたいということと、それから、現行制度でどうしても無理があるから、こういう制度を適用しようとするのか、そこら辺3点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）まず、民間との関係でございますが、データについては、現在手元に持っておりません。それと、ただ民間との関係におきましては、労働人口との関係で、高齢者社会で、高齢人口の活用という全体の枠の中で捉えられた制度でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、定数につきましては、これはフルタイム職員につきましては、定数に入りますが、16時間から30時間の職員については、定数外職員ということでございます。

それと、現行の制度ということでございますが、これは法に規定されましたことでございますし、あくまでも地方公務員の制度と申しますのは、国に準じてと申しますか、各地方公共団体との均衡もとらなくてはなりませんので、本町におきましても、これは必置という形で、条例を制定をさせていただくというものでございます。

○議長（田中）国岡さん。

○17番（国岡）大体議論は出尽くしたようでございますが、簡単に言いますと、国が年金の支給をおくらすと。そのために雇用するというようなとり方を私はしておるんですが、今いろいろ議論が出ましたが、やっぱりこの、こういう制度を、国が押し

つけてくるのも間違いだろうと思います。年金をおくらすから雇用してやってくれ、高齢者を雇用してやってくれというような条例でございますので、この条例を、国が、地方でもやってくれという、恐らく押しつけてきとるんだろうと思うんですが、条例をたとえ可決しても、これは運用の面で町長が、いや、こういう法律は、条例はあるが、うちではそんなことはしないという決断があるか、いや、やっぱり年金がちょっともらえんから、それじゃ役場の中に来いやとかというようなことができると思うんですよ、実際には。運用の問題で、問題が起きると思うんですが、町長の考えで、この条例は、どうしても国が押しつけてきたものであるからやらにゃいけんというのか、たとえやっておいても、うちにはそんなことは運用の面で、こういう採用は、再採用はしないというような決断があるのかどうか、簡単に説明してください。

○議長（田中）町長

○町長（加藤）国岡議員、ご質問でございます、こういう制度ができてきたけれども、それをやはり制度として実施するのか、あるいはそうでなくして、これはこれとして、今後これは実施しないよと、若い者の採用をするんだと、右か左かはっきりしろと、こういうことであろうかと思います。これはやはり実際に仕事をする中で、この制度を、やはりやった方が、住民のサービスにも、経済的にもやった方がよろしいという場合もあるかと思います。基本的には、やはり今、一番、当面問題となっております、若い人もこれは十分に、ウエートをかけた考え方で実施をしていく必要があろうかと思いますので、それはそれとして、絶対これは実施しないんだということは、はっきり申し上げる段階ではないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）堀間さん。

○3番（堀間）3番堀間です。ちょっと条例につきまして、今60歳定年ですから、平成13年から平成16年までは、更新の上限は61歳ですよね。そうしますと、60歳定年の人は、1年の再雇用の後は、平成16年までは一切更新はできないということですか。

それと、第3条なんですけれども、勤務実績が良好でないと更新はないわけですが、その細則はどこにありますか。

それと、更新手続はどういう形でなされるんでしょうか。以上3点。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）この表の見方でございますが、平成13年4月1日から平成16年3

月31日までは61年ということでございます。その間に再任用する期間である人は、61年、61歳までということでございます。（「60歳定年ですから60歳の人は1年ですかと聞いておるんです」と呼ぶ者あり）今年の退職される方は、1年ですかという（「更新はないということですか」と呼ぶ者あり）そうです、更新はありません。

それと、細則ですが、勤務期間の更新の細則、（「勤務評定ですよ、勤務成績が良好かどうかということを聞いているんです」と呼ぶ者あり）これは、勤務評定やっておりますので、同じように、職員と同じように勤務評定をやりますので、その評定に従いまして（「細則の……」と呼ぶ者あり）細則は別に設けておりません。職員の勤務評定の中で、優秀かどうかという判断でやっていくというような格好になろうかと思います。

それともう1点、更新の手続でございますが、要するにこの更新できる年齢が、今言いましたように、年度ごとに決まっておりますので、そういう更新のできる人については、その都度、任期が来ました都度、高齢者でございますので、（「形式を聞いています、形式を。どういう形でするんですかと聞きましたよ」と呼ぶ者あり）形式は、辞令交付をしてやるという格好になるわけなんですけれども、その前に、その1年間、再雇用した1年間が、優秀な勤務成績であったかどうかということに基づいて更新を行っていくという格好になります。その場合は、本人の同意とか、こちらの再雇用する方の都合もありますので、そういう職があるかどうかという格好になってこようかと思います。

○議長（田中）堀間さん、具体的にもう1回質問してみてください。

○3番（堀間）ですから、例えば今の更新手続ですよ。本人の同意とかを聞くとおっしゃったんなら、それを文書化したものがあるのか、本人のサインをもらうのか、文書でやるのか、口頭でやるのか。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）条例の第3条、任期の更新という規定がございますけれども、その3条の方に、更新する場合は、勤務成績が良好である場合に行うことができるものと、その次に、その場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないと規定しております。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）堀間議員がおっしゃいます細則については、規定する予定はございません。あくまでも、この条例の中で、処理をしてまいります。ですから、先ほど申しましたように、新しく任命する場合には、辞令行為で行っていきます。それと、本人との希望を聞く場合は、これは口頭で、話し合った中で決めていくということでございます。

○議長（田中）原田さん。

○9番（原田）9番原田です。今の、任期の更新のところで質疑いたします。

3条の2の、今の職員の同意というのは、職員というのは本人さんのことだけのことでしょかということと、今いらっしゃる職員さんの同意をとらないけんのかなというふうに読めたんですが、それを1点。

それと、再任用したときに、給与等に関して、どこからか補助が出るのかどうかをお聞きします。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）まず最初に、職員の同意まで要するのかという格好でございますが、その前に、再雇用の更新をするかどうか、その判断があります。本人がもし希望されて、こちらの勤務成績等、体調等調査の上、再雇用ができる、これはまだあと1年は大丈夫だというようなことがありましたら、本人の同意を求めて再雇用するというものでございます。

それと、人件費の補助でございますが、これは一切ございません。

○議長（田中）桑原さん。

○1番（桑原）いろいろ出尽くしたようなんですけれども、結論的に言って、行政改革とこの再雇用のことをどのように考えておられるのかということなんです。結局、定員制の問題、定員削減を盛んに行われていますね、今。それと、財政事情が悪化してるから、財政改革をやろうとしている。皆、国も地方自治体も同じです。その中にあって再雇用、再任用の話が出てるわけなんですけれども、今、総務部長の話、回答の中で、この再任用された人は定員外だということをおっしゃってるわけです。そうすると、どんどんやめて定員は減っていると。だけど片方では再任用して、定員外だからというんで、行政改革は進んでいますよというようなことであれば、それはちょっと偽善行為じゃないかというように思えるわけです。だからその辺をどう考えておられるのかということ。

それともう1点は、これだけいろいろ議論が沸騰しているんだから、政令とかなんとか、条例とか政令とか、そういう関係ではなくて、実際の運用基準を設けないと、とてもじゃないけど、今話にありました、細則は設けないとおっしゃるんですけれども、それが、運営基準的なものがないと、またうやむやになる可能性があるわけですよ。だから、そういうものをちゃんと決めて、矛盾がないように、そういうこと、その辺をどう考えておられるのかということ。

それと、あとはいろいろと、その基準的なものの中で決めていただきたいんですけれども、職務の内容とか、それとか更新可能だと書いてあるんですが、やっぱりその場で、ちょっと矛盾みたいなものが出てくるかも知れませんから、その辺ははっきり、一目見てわかるような、そういうような基準的なものを決めていただきたいということなんです。

その2点、ちょっとお答えを願えますか。根本的なことだと思いますので。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）まず、議員おっしゃいますように、私どもも、今から始まる制度でございまして、どういう職を考えるかとかという、細かな運用基準をどうしていくかというところが、今後の我々の中での協議という形になってこようと思いますので、そこらあたりは、細則的な運用基準にするかどうかは別にいたしまして、はっきり定めてまいりたいというふうに考えております。

それと、行革との関係ということでございますが、これも先ほどからご心配いただいておりますように、確かに定数内の職員、これは常勤の職員に限って定数内の職員という形になると思いますので、現在、我々の方も退職予定者の方々に、これは55歳ぐらいの方なんです、希望をとっております、そこらあたりを踏まえまして、再任用される方と、新しく採用する方と、定数を持っておりますので、定数との関連を調整しながら、この制度を運用していきたいというふうに考えております。

○議長（田中）桑原さん。

○1番（桑原）その定数を勘案して運用するというんですけれどもね、私は、その定員内の人がどんぐらい減っていくのは、それはいいわけですよ。いいんだけど、定員外がふえると困る、抜け道になるんじゃないかと言っているのも、変な話ですけども、再任用した職員数も、換算すると言っちゃ、あれなんだけど、定員の2分の1ぐらいに勘案したりして、しょっちゅう見るような、そういう制度にしないと、今、財政改革とかなんとか言われてるので、抜け道にならないかということを心配しているわけです。だから、全く定員内のことだけにおさめようとするれば、これは際限なく抜け道として利用できるわけですよ。言っていることがちょっとあれですけども、理解していただけるかどうか、そういうことなんです。そういうことで、その辺、十分に注意していただきたいということ。

この表の、17ページの給料表なんですけれども、今、質問でいろんな方が質問され

た中で、回答なさったのかどうか分かりませんが、再任用以外の職員の方の俸給表が出ているわけですが、その下に再任用職員と書いてあって、具体的に申しますと、例えば5級の1号俸の人、26万4,300円の人が再任用されたとしますね。そしたら、30万2,000円になるわけ。そしたら上がるわね。だから、この号級にいる人がやめたら、財政事情が何だろうが、皆アップして再任用されるというのは、ちょっとその辺のことはどうなっているのかという、その2点をもう1度お願いします。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）先ほどもお答えしましたが、今の例でいけば5級、係長クラスでございしますが、係長の職にあるものが退職したら、そのまま5級の再任用の職員の給与に移行するというものではございません。実質、再任用しまして、どういう職にあるかということをもとに、この等級というものは定めていくというものでございます。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）もう1点目の、再任用職員を定員の中で、0.5とかそういう換算をしたかどうかということですが、方法論ではございまいしょうが、いろんな考え方の中で定数管理をやっていくということで、やっていきたいと思います。ちなみに、自治省が示しております、現総務省ですが、モデルの定員管理とか、類団管理とかというようなものの中で、現行の本町は非常に低いレベルでやっておりますので、ここらあたりが十分維持できるような方向で、この再任用制度も取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（田中）桑原さん。

○1番（桑原）ちょっと今の、その返事ですけれども、この表のことですけれどもね、再任用職員の、例えば5級の30万2,000円というのは、何を意味するわけ。結論的に、これは何を意味するんですか。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）これは、再任用職員の5級のフルタイムの職員の俸給でございます。

○議長（田中）桑原さん、3回ですがちゃんと答えてあげてください。部長。

○総務部長（三村）この給料表へ出ております再任用の職員の各級におきます根拠でございしますが、まず、これは、先ほど申しましたように、他の地方公共団体との均衡もございしますので、これは準則をそのまま落とした数字でございします。これは、8時間勤務した者が勤務したときの給料という、フルタイムの給料という形でございします。したがって

まして、先ほどの短時間職員の部分につきましては、これから時間換算をして、各時間での給料を出していくというものでございます。

○議長（田中）助役。

○助役（石原）ちょっと考え方が左右しているので、考え方を整理させていただきます。

その行政職給料表の欄の下にあります再任用職員の給料がございすけれども、それは、現行の町の給料表と下のは関係がないというか、そこにおるから、5級におった職員がやめたら、その下に行くということではなくて、これはあくまでも国が示した準則の金額をそこに置いているわけございまして、現行給料表との因果関係といいますか、相関関係というのは、結果的に今から出てくるかもしれませんが、今の段階ではそういう2つの、国が示したものをそこに並べかえて書かせていただいているということでございます。

○議長（田中）それではもう1回、確認のために、桑原さん、もう少し具体的に確認で言ってください。

○1番（桑原）この表は、条例の中に示されているわけですね。だから、ここに出されたことは適用されるんでしょう。適用されるから、国が定めた金額だとかなんとかいっても、現実に適用する場合、何回も言うように、例は5級でやりましたよね。5級の人再任用される。その号俸によって、これは国がどうだのこうだのというんじゃないで、もう決まっているわけですね、大体これが基準になっているわけね。そうすると、まず、今おっしゃったように、フルタイムでこれは計算しているんだとおっしゃったね。だから、フルタイムでやられるというんなら、また再任用された人の勤務時間数で換算すれば、やっぱりこれを基準にして換算なさるわけでしょう。そうでないとここに載せた意味がないもんね、これ。国が決めたと言ったって、適用するのは町なんだから。そんなことはもうわかっているんだから、それはいいんです。

だから、今議長がおっしゃるように、具体的にちょっと説明しますよ。だからここへ出されたものは適用されるんですよ。町が適用するんだから、国が決めたからどうだなんて関係ないでしょう、もう。だから、そのときの適用の仕方を、今、一生懸命聞いているわけ。

それで、何回も言うようだけれども、5級の人で、例えば1じゃなくて、3号の人でもいいです。3号俸の人が28万2,000円の人をやめちゃったと。やめて、今、時間はフルタイムだからというんで、時間換算してやれば出てきますよ。だけど、私が聞

きたいのは、それよりも低い人がやめた場合には、どうしても有利になるでしょう。時間の換算をしたって、これよりも上がってくる人もいるかも知らんわね。そういうのはちょっと矛盾してるんじゃないのと、それが定員外の人だといって、どんどんどん、財政が悪化しているのに、それこそ民間の人はみんな苦勞して就職できないような人がおるのに、月給は上がって、しかもずっと再任用するというのは、それは町民は怒りますよ。そういうことで、問題が問題じゃない。だから行革とか、要するに財政改革等の話もあるんだから、町民はそういうことを思ってるんだから。その辺ははっきり説明しないと、みんな納得しませんよということで、今、盛んに質問してるんじゃない。

○議長（田中）助役。

○助役（石原）これは、例えば5級の方が退職されたということと、その方が再任用でされる仕事の中身というのは別個の問題でございまして、5級の方がやめられて、再任用する職種の内容が例えば、3級であれば3級の給料。これは、5級であれば5級。7級であれば7級の給料として採用するというところでございます。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）ですから、前段に申しましたように、あくまでも能力と実績に応じてというものがついてまいるわけでございますので、その割り戻したときに、現行もらっておるものよりは高くなるじゃないかというようなことでのご心配であろうと思いますけれども、これは、再任用の採用時に、そこらあたりは十分に詰めまして、再任用をしていくということでご理解をいただければと思います。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）ご質問は、例えば5級の1号で26万4,300円、再任用になると30万2,000円と、高くなるのではないかというようなご質問だろうと思いますけれども、定年退職、再任用する職員は、25年以上勤務しておりますので、この下の再任用職員の5級より下回るというような者はいないという格好でございます。

○議長（田中）中岡さん。

○16番（中岡）答弁が、全然助役の答弁と総務部長と課長の答弁が、どうも一致してないようなので、休憩動議を出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）中岡さんから休憩動議が出ましたが、皆さんご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

A horizontal line composed of many small, connected wavy segments, resembling a chain or a rope. In the center of this line, there is a small, solid black circle.

午後 1 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○総務部長（三村）それでは、桑原議員のご質疑に対しまして答弁をさせていただきます。

2点目の、再任用により給料がふえるのではないかとのご質疑でございますが、これにつきましては、再任用の職員につきましては、基本的に25年間の勤務年数というものがございまして、この25年間の勤務実績のある方を再任用するという形になりますので、例えば、ご指摘の5級については、勤務年数からいきまして、6号以下の号級は考えられません。したがって、再任用給料が現職時に比べて高くなることはございません。以上でございます。

○1 番（桑原）それじゃ、具体的にお願いします。5 級で 25 年たって、これでいきますと 6 号以下、要するに 30 万 2,000 円以下が、6 号以下にしかならぬという意味ね、今のは。25 年以上たった人は。じゃ、6 級とか 7 級の人は当然出てくるわけでしょう。25 年たって 7 級にいく人もおれば、4 級でとまる人もいるわけですよ。国の職員の場合、キャリアだったら、若くして、25 年超えて 7 級ぐらいぱつといきますわ。ある人は、ノンキャリア組は 25 年過ぎても 5 級ぐらいでとまって。でも、これでいくと、7 級になろうと 6 級になろうと、この下の基準、再任用職員の俸給表、これになっているわけね、一番最下段のこれ。これは適用されるわけでしょう。適用されるからこの俸給表を書いているんでしょう。そうしたら 7 級でも、今、アンダーライン、線を引きますと、4 級から 5 級の人までの人は、やめた人は、皆これより下回っていますから、皆上がることになるわけ。だから、7 級とか、例は 5 級でやったけれども、6 級でも 7 級でも上がる人がいるわけですよ。それを言っているわけよ。それは、どうなんですかということ。

だから、まだ検討中だとおっしゃっているから、難しいのかもわからないけれども、こういう場合は、俸給決める場合は、結局勤務年数ですよ。25年以上の人を再任用するというんだから、勤務年数がファクターになるでしょうな。それで、勤務評定もファクターになりますわね。それから勤務時間もファクターになるね。今言ったように、フルタイムを1にして、16時間だ何時間というんで、係数になるわけですね。

それから、再任用係数というのが、それが一番問題なんだよね。再任用する人は、再任用係数的なものをぶっかけて、現行のそれよりも低くなるようにしないと、保障できないわけですよ。今おっしゃった職務内容が問題なんですよ。助役だったような人がやめてすぐ理事となっちゃったら、本当は俸給はあまり変わらないわね。だから、そういうことにならないように、職務内容もある程度ファクターの中に入れて、それを係数化しておかないと、その係数をぶっかけて、はい幾らというようにしないといけないわけですよ。それが普通の俸給表のやり方でしょう。再任用の場合、なおさらそれを厳密にやらないと。本当によく聞かないとわからないですよ、これ。だから、職務内容で決めます言われても、他のファクターがどのようにやっているのかということをはっきりしていないと、高くなるのか低くなるのかわからん。

これ、やってごらん。こうラインを引くと、ここから上の方は、みんなこれより低いんだから。再任用されたら、みんな高くなるんです。言っていることはわかるでしょう。25年以上たった人は、みんなこれになるというんじゃないくて、ここになる人もいるわけですよ。7級とか6級に、1番最高級のところへなる人と、ならん人いるわけね。でも、どの級になっても、4から5の方は、みんな下のこれよりも低いわけだから上がるわけですよ、再任用されると。それは、どうなるんですかと一般論を言ったわけです。だけど、民間では、もう半分ぐらいしかないんだから、再任用された場合0.5か0.7か知らんけれども、まずぶっかけて低くするんですよという、何かそういうものがないと納得できないでしょう。と思うんですけれどもね。

だから、私も元あれだったから、年金額と、再任用と言って天下りみたいな格好でそこへ行った場合には、合計したものが退職時の俸給ぐらいになるように、結局、国の負担は半分ですわね。そういうようなやり方でやってきてるわけ。その俸給を決めるのは、今申し上げたように、勤務年数とか職務内容とか、それから勤務時間とかそういうようなものが、がちゃがちゃ、何にしてもこっち来たら幾らだというように決められるわけですからね。だから、そういうのを運用基準的なものの中に定めて、だれが見て

も疑問の生じないようにしておかないといけないということを言っているわけです。

それと、大きな問題は、今議員の方からいろいろ出たように、今、社会情勢がこうい  
うときに、こんなことをやるのはどうかという大きな問題があるんですけども、私は  
具体的な運用の仕方が、これを見る限り、現にどうしても高くなるようになってるから、  
ある程度調整係数をぶっかけて、低くなるようにしないと、町民の皆さんは納得しない  
でしょうということで質問しているわけですから。ただ、いやそうじゃないよ、その職  
務内容によって決まるんだよと言って、高くなることはないと言われても、現にこれ高  
くなるようになってるんだもん、この俸給表は。この下に比べて4から5の人はみんな、  
やめた人はみんな、ここが高くなっているでしょう。そういうことですよ。

○議長（田中）部長。

○総務部長（三村）誤解があったらいいけませんのであれですが、俸給表の上段にございま  
すのは、再任用職員以外の職員ということですので、これは、我々一般  
の職員の給料表でございます。下段の再任用職員の部分につきましては、これは1年更  
新ということでございますので、これでの、これ以上スライドして上がっていくという  
ことはございません。

それと、まず基本的に、この再任用職員の給料につきましては、現職時の給料の70%  
から80%の設定がしてございます。その中で、25年間の勤務と申しましたけれども、  
まず採用が1級でございまして、それから1級の25までいきまして、それから2級の  
1号のところへいくということではなくて、直近上位という形で昇給をしまいたします。  
したがいまして、先ほど桑原議員がおっしゃいました各級に上がっていても、再任用  
職員の給料表より高くなるということはないということでございます。

○議長（田中）崎本さん。

○8番（崎本）言われることはわかりました。わかりましたんじやがね、今皆さんが言う  
てることは、1つはね、再任用する場合は、何も70も80も出して再任用せんでも、  
50か60で雇えということよ。どうしてもこの給料で雇えということはどうてない  
んじやから、これは町長の権限じゃから。働く気がある者は、ほんじゃ何ぼ、50%か  
60%で、民間もそういうふうにするから、それで雇う気があるかないかよ。法律に、  
これに決まった70か80でどうしても雇うかということですよ、問題は。

それともう1つ、再々任用された場合は、再任用されたときとは給料が上がるか上が  
らないか、2点だけお願いします。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）まず、再々任用されたときに給料が上がるかということでございますが、これはここに再任用のところの給料表のそのままで、上がることはございません。

それと、すみません、もう一点は何ですか。

○議長（田中）崎本さん。

○8番（崎本）今、言われたような、桑原さんの質問で、海田町の場合は、再任用する場合は、現の給料の70から80%、その査定で再任用しますと言われたんじやが、皆さんが思うのは、民間が再任用した場合は、50%以下か、そういうところでやっちょるんじやが、海田町は70か80じゃ言われたから、これ町長の権限で70、80も出されて、それは規則にないんじやから、例えば能力があっても、50%でも働く気があったら働いてもらえばええじゃないかということを、私は町長に聞くんです。執行権は町長にありますから。お願いします。

○議長（田中）部長。

○総務部長（三村）これは制度の問題でございますので、一応この条例でご提案申上げて、国、地方公共団体との均衡等もでございますので、これは、この規定の中で運用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（田中）住吉さん。

○12番（住吉）行政改革で、平成10年から5年間でもって、定員を5%減らすという目標を立てているわけですね。今どういう進捗状況にあるか知りませんが、この短時間勤務職員、これは定員外だいうんだからどんどんどんどん、それがたまっていけば、定員外で人数をふやしていくことになる。行政改革にならんですよね。少なくとも、給料はどんどん払わにゃいけんし。そういうことは恐らくおやりにならんとするけれども、そこらのところはどのように考えになりますか。定員と、今の定員外の再任用ですね。これをどういうふうな考え方で採用するのか。うまいことやろうと思えば、私だったらやりますよ。定員は5%に減じたけれども、今の短時間職員をどんどん雇っていけば定員外で仕事はできるわけです、仕事をさせることが。

その辺の考えを、町長は難しいところがあると思うんですよ。部長や課長がおる前で、それはもう、うちは絶対雇わんということは言えんから、言うておられるんだろうと思うんですよね。本当は採用しない方が一番、行政改革上はいいと思うんです。そこらのところをごまかして、定員外の職員をどんどん雇うようなことはないだろうと思うけれど

ども、そこらのお考えをお聞かせください。

○議長（田中）総務部長。

○総務部長（三村）まず、行政改革との関連はどうかということでございますが、今年度末で大体11名の実数減という形で、これは着々と5%に向けて進めております。

短時間職員等を雇ったらということでございますが、先ほどもご答弁申し上げましておりますように、現在55歳以上の方にアンケートをとりまして、再任用を希望されるかという方向で聞いておりますが、希望される方と希望されない方が半々というような状況でございます。これを5年間で割り戻しますと、そんなに現在勤務しております実数の中へ入って、実数をいためると言ったらちょっと言葉があれなんです、そういう形にはならないというふうに思っております。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑を終結いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第6号議案、職員の再任用に関する条例の制定について、討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第6号議案については、原案のとおりこれを決します。

続いて第7号議案、職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第7号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第12、第8号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第 8 号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の改正により、個人住民税の配当控除に係る適用範囲が見直しされたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）税務課長。

○税務課長（園山）それでは、8 号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料 8 で説明をさせていただきます。附則第 7 条第 2 項を削ったものでございます。これは、平成 12 年 11 月 30 日に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律が施行されまして、投資信託制度、特定目的信託制度が導入されたことにより、配当所得に係る課税についての見直しが行われ、所得税法、租税特別措置法等の一部が改正されたために、連動しまして地方税法が改正されたための措置でございます。

この内容は、この法律の改正の中で新たに商品化された、特定投資信託と特定目的信託に係る収益の分配が、所得税の配当所得とされる配当等の範囲に含まれたことに伴い、地方税法においては、これらの配当所得が、配当控除の対象となる配当所得とされたことにより、配当控除を適用しないという条項が削られたものでございます。

これを受けまして、町条例におきましても、地方税法の改正と合わせるため、条例附則第 7 条第 2 項を削るものでございます。施行期日は平成 13 年度の課税に間に合うよう、公布の日からとしております。

なお、この改正は地方税法の改正附則により、平成 13 年度以後の個人の町民税について適用されるものであり、平成 12 年度分までの個人の町民税につきましては従前の例によるとされております。以上で説明を終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 8 号議案につい

て、採決いたします。お諮りいたします。

第8号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中) 異議なしと認めます。よって、第8号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(田中) 日程第13、第9号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加藤) 第9号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

介護保険法の一部改正により、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関する調査の対象に世帯員を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(田中) 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(青木) それでは、第9号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料9をお願い申し上げます。このたび市町村が、市町村民税の課税所得などに基きます第1号被保険者にかかわる保険料の賦課が円滑に行うことができますよう、介護保険法が改正されました。介護保険法の主な改正内容でございますけれども、被保険者の資格、保険給付、保険料に関し、調査や資料の提供を求める対象の範囲が、これまで主といたしまして、被保険者、被保険者の配偶者、世帯主だけであったものを、新たにその他の世帯員が追加されたものでございます。また、この調査や資料の提示を求めまして、従わなかった者に対する罰則規定にも、同様のその他の世帯員が追加されました。

今回の条例改正は、この介護保険法の改正に関連し、海田町介護保険条例の第15条に規定する罰則規定を、法の趣旨と同様に改正するもので、条文中、世帯主の下に、「その他その世帯に属する者」を加えるものでございます。

この改正によりまして、これまでの受給資格の取り扱いについて、特に変わるものはありません。なお、この条例の施行は平成13年4月1日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長(田中) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中さん。

○15番（佐中）15番佐中です。ここに出されております、「その他その世帯に属する者」とは、具体的にはどのようなことを示しているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）例えば、所得のある子供さん等を指しております。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第9号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第9号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第14、第10号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第10号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（田中）監理課長。

○監理課長（木原）それでは、第10号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

今回の改正は、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、関係する項に移動がございましたので、条例を改正するものでございます。恐れ入ります、資料10をお願いいたします。

このたびの改正で、関係する条項は、施行令の第6条、入居者資格という条文の中に、新たに2つの条文が加わったことによりまして、今まで第6条第2項であったものが、第6条第4項に。第6条第3項であったものが第6条第5項に移動したため、関係する

海田町条例第7条、入居者の資格の条文を改正するものでございます。なお、施行期日は公布の日から施行するということにしております。以上です。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第10号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第10号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。第11号議案については、執行部からの説明を受け、議員全員で構成する特別委員会に付託する予定ですので、ご協力をお願いいたします。

日程第15、第11号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第11号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定について。広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業の施行に当たり、事業の名称、範囲、費用の分担に関する事項及び土地区画整理審議会に関する事項等を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）区画整理所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（永海）それでは、第11号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例についてご説明を申し上げます。

資料によりご説明いたしますので、資料11の広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の要旨をお願いいたします。

第1条でございますが、第1条は趣旨規定でございます。海田町が施行する海田市

駅南口土地区画整理事業の施行に関し、必要な事項を定めるものとございます。

第2条は、事業の名称を定めるもので、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業といいます。なお、広島圏都市計画事業とありますのは、本事業が都市計画事業として施行されることから、この名称をつけることとされているものとございます。

次に第3条は、事業を行う地区の名称を定めるもので、新町及び窪町の各一部でございます。

第4条は、事業の範囲を定めるもので、土地区画整理法第2条第1項及び第2項に規定する事業を行います。

第5条は、事務所の位置を定めるもので、現在の区画整理事務所があります窪町3番1号といたします。

第6条は、費用の負担について定めるもので、国庫補助金と県道整備に伴います県負担金を除いて、町が負担をいたします。

第7条は、土地区画整理審議会の設置で、地権者の方々のご意見を事業に反映させるため、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理審議会を置くことといたします。なお、区画整理審議会の同意を得なければならない事項及び意見を聞かなければならない事項につきましては、そこに掲げてあるとおりでございます。

次のページをお願いいたします。第8条は、委員の定数を定めるものとございまして、定数は10人とし、宅地所有者と借地権者から選挙すべき委員は8人、土地区画整理法第58条第3項の規定に基づいて、町長が学識経験を有する者から選任する委員は2人といたします。

第9条は、委員の任期を定めるもので、任期は5年といたします。

第10条は、委員の選挙の方法を定めるもので、候補者のうちから選挙することといたします。

第11条は、予備委員に関して定めるもので、委員に欠員を生じるたびに補欠選挙を行うことは、時間、労力、費用の面で負担が加わり、また審議会運営にも支障を生じることから、選挙される委員にそれぞれ予備委員を置き、その数は選挙すべき委員の2分の1以内とし、委員への当選人を除いて、得票数の多い者から順次予備委員となるものといたします。また、予備委員を補充した場合は、氏名及び住所を公告するとともに、その旨を本人に通知することといたしております。

第12条は、公職選挙法の法定得票数と同じ考え方に立って、当選人及び予備委員と

なるのに必要な得票数を定めるもので、宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙すべき委員の数で、有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上としております。ちなみに、本地区の場合、現時点での地権者の数が103人で、宅地所有者が77人、借地権者が26人となっておりますので、宅地所有者から選挙すべき委員の数は6人、借地権者から選挙すべき委員の数は2人となることから、仮に投票率を70%といたしますと、それぞれ3票以上の得票が必要となってまいります。

次のページをお願いいたします。第13条は、委員の補欠選挙について定めるもので、欠員の数がそれぞれの委員定数の4分の1を超えた場合、つまり宅地所有者で2人以上、借地権者で1人以上となった場合で、補充する予備委員がないときは、補欠選挙を行います。

第14条は、学識経験委員の補充について定めるもので、欠員を生じた場合には速やかに委員を選任することといたします。

第15条は、換地、すなわち今ある土地に対して減歩して交付される土地ですが、これを定める場合のもととなる地積、いわゆる基準地積を決めるに当たりましては、駅前ということで地価が高いことと、地権者の方々にとって公平であるという観点から、事業計画決定の公告の日、つまり事業の開始の日現在で土地登記簿に登録されている宅地各筆の地積は、原則各筆ごとの実測による地積といたします。

なお、下の例でお示ししておりますように、同じ地権者が連続して土地を所有しておられる場合には、周囲を実測して得られた地積に、登記簿の割合を乗じて得た地積といたします。

基準日後に分筆または合筆が行われた宅地の面積につきましては、今ご説明いたしました方法により定めた分筆または合筆前の地積といたします。また、基準日後に新たに土地登記簿に登録された宅地の基準地積は、登記地積といたします。

次に、実測に当たりましては、所有者は施行者が指定する期日までに宅地の境界線を表示していただくこととなります。

次のページをお願いいたします。境界線を表示しないとき、または施行者において境界線が確認できないと認められる場合は、既に確認された境界線で囲まれる最小の範囲で宅地を一括して実測し、その地積を登記地積に応じて案分して得た地積といたします。

下の図をごらんいただきたいと思います。点線部分のGさんとFさん、Hさんの境界線が明確でない場合、太線で囲んである区域を実測して得た面積、1,200平方メートル

ルをFさんの登記簿地積、300平方メートル、Gさんの登記簿地積200平方メートル、Hさんの登記簿地積500平方メートルで案分いたしますと、基準地積は、Fさん360平方メートル、Gさん240平方メートル、Hさん600平方メートルとなります。

第16条は、基準地積の通知について定めるもので、基準地積を決定したときは、宅地所有者に通知をいたします。

第17条は、基準地積の更正について定めるもので、通知を受けた基準地積に異議のある地権者は、通知を受けた日から起算して30日以内に隣接の宅地所有者の承諾した実測図を添えて、基準地積の更正を申請することができます。

この場合、必要があると認めるときは、施行者は調査を行い、基準地積を更正したときは、更正後の地積を基準地積とし、それぞれの宅地所有者に通知をいたします。更正する必要があると認めるときも同様でございます。更正の通知を受けた基準地積に異議がある場合は、再更正を申請することができ、その場合も更正の手続に沿って処理をいたします。

次のページをお願いいたします。第18条は、借地権等の所有権以外の権利の地積について定めるもので、基準日現在における登記地積または登記されていない権利を有している者の申告あるいは登記のない権利の移転、変更等による届け出があった地積とすることができます。施行者が調査した地積と合わないときは、施行者が実測した地積といたします。

第19条は、評価員の定数を定めるもので、5人といたします。なお、評価員の意見を聞かなければならない事項は、そこに掲げているとおりでございます。

第20条は、宅地の評価について定めるもので、土地区画整理事業においては、事業による価値の増進を公平に配分するため、施行前後の宅地を評価し、事業による価値の増進を適正に把握する必要があることから、従前の宅地または換地の価額は、その宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定めます。

第21条は、借地権等の所有権以外の権利の評価について定めるもので、地役権を除く所有権以外の権利の存する宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額は、宅地の価額に権利価格の割合、通常言われております権利割合を乗じて得た額といたします。なお、権利価格の割合を定めるに当たっては、宅地の評価と同様の方法で定めた価額、賃貸料、

位置、土質、水利、利用状況、環境等を考慮して評価員の意見を聞いて定めることといたします。

第22条は、清算金の算定方法について定めるもので、本地区の場合、換地設計の方法は、施行前の宅地の評価をもとに、これに照応する換地の位置を定めて換地の評価を行い、この2つの評価の関係によって換地の地積を算出する比例評価式により行うことから、式でお示しをしておりますように、施行後の地区内の宅地の評定総価額を施行前の地区内の宅地の評定総価額で除して得た割合、いわゆる比例率に、従前の宅地各筆の評定価額を乗じて得たもの、つまり権利価額と換地各筆の評定価額との差によって算定をいたします。

次のページをお願いいたします。第23条は、換地を定めない宅地等の清算金について定めるもので、換地を定めなくて、または所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合の清算金の額は、式でお示しをしておりますように、今ご説明いたしました比例率に、従前の宅地各筆の評定価額または宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額を乗じて得た額といたします。

第24条は、清算金の相殺について定めるもので、清算金の交付を受ける者に徴収すべき清算金があるときは、供託する清算金を除いて相殺いたしますが、清算金の徴収または交付の通知をした後において権利の移動等があった場合は、相殺は行いません。

第25条は、清算金の分割徴収または分割交付について定めるもので、地権者の方々のご負担を少しでも軽くするため、同一人から徴収する額が2万円を超えるとき、交付する額が20万円を超えるときは、徴収の場合、6カ月から5年の期限で2回から11回、交付の場合、1年から5年の期限で2回から6回に分割して徴収または交付することができることといたします。毎回徴収し、または交付する額は、清算金の額を分割回数で除して得た額とし、1,000円未満の端数は、第1回目の額に合算をいたします。分割徴収する場合の利率は、年6%以内で、施行者が別に定める利率とし、分割交付する場合の利率は、年6%とし、第1回目の期日の翌日から付することといたします。

なお、徴収に係る利率につきましては、清算金の交付は、清算金の徴収分から支払うものでございますが、実際の運用は、交付は一括、徴収は分割となるため、当面交付分の金額を一たん施行者が金融機関等から調達し、交付するように考えており、徴収分にはこの調達に係る利子分を負担していただくことという考えでおります。したがって、清算金の発生が10年先のことであり、貸出利率も当然に変動が予測されることから

ら、その時点で施行者が定めることとしたものでございます。

次に、分割徴収または交付する場合は、利子と清算金を合わせて、徴収または交付することといたします。納期限の到来しない清算金でありましても、その全部または一部を納付することができます。清算金を納付期限までに納付しないとき、あるいは納付する見込みがないと認められるときは、納付期限の到来しない清算金であっても、全部または一部を繰り上げて徴収することができるものとしております。

次のページをお願いいたします。特別の事情により必要があると認めるときは、分割徴収の完了期限を21回、10年以内を限度とすることができるものとしております。なお、特別の事情とは、経済的な状況を想定いたしております。清算金を分割納付する者または分割交付を受ける者が氏名、住所等を変更したときは、届け出ていただくこととしております。

第26条は、清算金の徴収または交付する場合の通知について定めるもので、徴収または交付を受ける者ごとに、その額、納付期限または交付期日及び場所を定めて通知することとしており、分割の場合は回数、納付期限または交付期日、毎回納付または交付すべき利子の額をあわせて通知することとしております。

第27条は、延滞金について定めるもので、清算金を滞納した場合は、督促状によって納付期限を定めて督促し、その額が2,000円以上である場合に延滞金を徴収し、納付期限の翌日から、納付の日の日数に応じて、年10.75%の割合を乗じて計算した額といたします。ただし、督促額の一部に納付があったときは、納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金は、その額を控除した額で算定をいたします。延滞金の額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときも、地方税の例に倣い、その全額を切り捨てることとしております。やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができることとしております。

第28条は、仮清算について定めるもので、本来清算金は換地計画により確定し、換地処分後に徴収交付されるものでございますが、清算時期までに長い期間を要し、清算金の交付を受ける地権者は、その間清算金を受け取れないこととなるため、この制度を設けているもので、仮清算金を徴収または交付する場合は、第22条から第27条までの規定を準用して行います。

第29条は、借地権等所有権以外の権利の申告または届け出の受理の停止について定めるもので、未登記の権利の申告または移動の届け出は随時受け付けることができます

が、換地計画の公告の縦覧の日から換地処分公告の日までの間については、従前の宅地についての権利者を確定する手続に入っていることから、権利の申告または届け出は受理しないことといたしております。また、土地区画整理審議会委員の選挙期日の公告の日から起算して、20日を経過した日から、選挙人名簿の確定及び各権利者ごとの選挙すべき委員の数の公告があるまでの間については、選挙人を確定させるための手続に入っていることから、借地権についての権利の申告または届け出は、受理しないことといたしております。

次のページをお願いいたします。第30条は、換地処分の時期の特例を定めるもので、施行地区の全部について工事が完了する前でも、換地処分をすることができることとしております。なお、想定されるケースといたしましては、都市計画道路広島・呉線を県と区画整理事業施行者の海田町が半幅員ずつ整備することとしており、県の工事がおくられる場合等が考えられます。

第31条は、委任規定でございまして、事業の施行について必要な事項は、町長が別に定めることといたしております。

次に附則でございしますが、第1条は、この条例の施行期日を定めるもので、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行するものでございます。

第2条は、土地区画整理審議会委員と土地区画整理評価員の費用弁償等について定めるため、都市計画審議会委員の項の次に、土地区画整理審議会委員と土地区画整理評価員の2項を加え、報酬額をそれぞれ月額7,700円とする等の内容で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。以上、簡単ではございますが、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の説明を終わらせていただきます。

○議長（田中）以上で説明を終わります。お諮りいたします。本件については、議員全員で構成する海田市駅南口土地区画整理事業施行条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、本件については、議員全員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することと決定いたしました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

この際、設置されました土地区画整理事業施行条例審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

委員の皆さんは、委員会室にて正、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。２時１０分に再開いたします。

午後 2 時 11 分 再開

~~~~~○~~~~~

ただいま、土地区画整理事業施行条例審査特別委員会の委員長に前田さん、副委員長に西山さんと決定しておりますので、ご報告いたします。以上で、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定についてを終わります。

○議長（田中）日程第１６、第１２号議案、平成１２年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第１２号議案、平成１２年度海田町一般会計補正予算（第４号）。平成１２年度海田町一般会計補正予算（第４号）は、受診者の増加に伴う乳児医療費等の増額、下水道事業特別会計への繰出金の減額及び事業完了に伴う残額の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ１億８，４８０万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８３億６，０８５万４，０００円とするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中） 財政課長。

○財政課長（内田） それでは、平成１２年度海田町一般会計補正予算（第４号）について
ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきまして、お手元にお配りしております資料 14 の補正予算

事項別明細書に従いまして、歳出からご説明いたします。

まず、8ページをお開きください。総務費の人事管理費の負担金補助及び交付金でございますが、自己都合等による職員の退職に伴い、給料総額が減額になったことにより、職員退職手当組合負担金を470万円減額するものでございます。

財政管理費の積立金でございますが、まず、公共施設整備基金積立金につきましては、事業主体である広島県並びに広島市において、現在、事業認可の取得に向けて事務を進められておられる連続立体交差事業、連立関係街路建設事業に係る関係負担金及び用地交渉の難航による街路事業の中店小学校線、新開蟹原線用地購入費及び補償費が未執行となるため、その他の事業の完了等に伴う残額と合わせて、一般財源部分の2億1,140万4,000円を新年度以降の財源とするための措置でございます。

次に、基金利子積立金でございますが、定期預金による運用期間及び利率の変動がございましたので、合計266万7,000円を増額するものでございます。

企画費の需用費でございますが、第3次海田町総合基本計画図書の印刷製本費につきまして、原稿の使用を紙からフロッピーに変更したことによる版下作成に係る費用の節減等による入札執行残の1,097万1,000円を減額するものでございます。

次に、徴税費の賦課徴収費の委託料につきましては、公図修正業務委託及び固定資産税課税客体調査業務委託に係る入札執行残を合わせて、295万円を減額するものでございます。

9ページに移りまして、民生費の老人福祉費の委託料でございますが、老人ホーム入所措置委託業務等の在宅福祉事業について、利用者が当初の見込みを下回ったことなどにより、事務事業等委託料を1,724万2,000円減額するものでございます。

貸付金につきましては、高齢者住宅整備資金貸付金の利用希望者がありませんでしたので、420万円を減額するものでございます。

償還金利子及び割引料につきましては、11年度事業の在宅福祉事業に係る補助金の清算による返還金として420万2,000円を増額するものでございます。

10ページに移りまして、心身障害者福祉費の委託料でございますが、利用者の増加によるホームヘルプサービス事業委託料120万円の増額。入所者4名のうち1名が退所したことによる身体障害者更生援護施設等措置委託料290万円の減額を合わせて、170万円を減額するものでございます。

扶助費につきましては、受給者の増加による心身障害者福祉年金50万円、対象者の

増加による更生医療給付費 60 万円、補装具の利用等による身体障害児補装具給付費 120 万円、合わせて 230 万円を増額するものでございます。

貸付金につきましては、身体障害者住宅整備資金貸付金の利用希望がなかったことにより、420 万円の減額をするものでございます。

福祉医療費の委託料でございますが、乳幼児医療等のレセプト審査件数の増加に伴い、審査支払委託料の 10 万 1,000 円を増額するものでございます。

扶助費につきましては、医療費の増により、重度医療、母子医療及び乳幼児医療、合わせて福祉医療費 1,201 万 5,000 円を増額でございます。

償還金利子及び割引料につきましては、11 年度事業の福祉医療費に係る補助金の清算による返還金として、8 万 9,000 円を増額するものでございます。

繰出金につきましては、11 年度の老人保健特別会計の繰越金が確定いたしましたので、老人保健特別会計への繰出金を 99 万 2,000 円減額するものでございます。

国民健康保険事務費の繰出金でございますが、国民健康保険税軽減対象世帯の増加による保険基盤安定繰出金の増加や、出産件数の減少による減額、合わせて国民健康保険特別会計への繰出金 769 万 6,000 円を増額するものでございます。

11 ページに移りまして、児童福祉費の保育所費の委託料でございますが、乳児保育の需要増及び龍洞保育所に主任保育士 1 名の加算が認定されたことにより、私立保育所委託料 350 万円を増額するものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、龍洞保育所が乳児の増加により、乳児保育促進事業の補助基準に達したため、特別保育事業等補助金 225 万 2,000 円を増額するものでございます。

償還金利子及び割引料につきましては、平成 11 年度事業において明光保育園の主任保育士加算分が基準に満たなかったため、保育所運営費負担金の返還金 120 万 9,000 円を増額するものでございます。

児童措置費の扶助費でございますが、就学前特例給付の対象者が減少したことにより、児童手当特例給付費を 600 万円減額するものでございます。

土木費の道路新設改良費の委託料でございますが、町道測量設計委託料の執行残 32 万 5,000 円及び町道 8 号線道路設計業務委託料の入札執行残 167 万 5,000 円を合わせて、200 万円を減額するものでございます。

工事請負費につきましては、用地交渉の難航により、町道 2 号線道路改良工事 820

万円、町道 8 号線道路改良工事 5 6 0 万円。町道 9 号線道路改良工事その 2 でございますが、9 0 0 万円。1 2 ページに移りまして、町道 9 号線道路改良工事その 3、5 2 0 万円が年度内に着工できなくなったため、合わせて 2, 8 0 0 万円を減額するものでございます。

公有財産購入費につきましては、用地交渉の難航により、年度内に用地を購入する見込みがないため、町道 2 号線道路改良工事に伴う用地購入費 3 5 0 万円及び町道 9 号線道路改良工事に伴う用地購入費 8 7 0 万円、合わせて 1, 2 2 0 万円を減額するものでございます。

補償補填及び賠償金につきましては、さきに工事請負費でご説明いたしましたことに伴い、家屋等の移転補償費合わせて 2, 9 0 0 万円を減額するものでございます。

次に、都市計画費の都市計画総務費の負担金補助及び交付金でございますが、事業主体である広島県並びに広島市において、現在事業認可の取得に向けて事務を進めておられる連続立体交差事業及び連立関係街路建設事業に係る関係負担金の執行残、合わせて 5, 0 4 1 万 7, 0 0 0 円を減額するものでございます。

繰出金につきましては、事業費の精算に伴い、公共下水道事業特別会計への繰出金 5, 0 4 4 万円を減額するものでございます。

街路事業費につきましては、用地交渉の難航により、年度内に用地を購入できる見込みがないため、中店小学校線道路用地に係る用地購入費 8, 6 0 5 万円及び新開蟹原線道路用地に係る用地購入費 1, 1 5 3 万円、合わせて 9, 7 5 8 万円を減額するものでございます。

1 3 ページに移りまして、補償補填及び賠償金につきましては、さきに公有財産購入費でご説明いたしましたことに伴い、中店小学校線道路用地に係る物件移転補償費 6, 0 3 0 万円を減額するものでございます。

消防費の常備消防費の負担金補助及び交付金でございますが、海田地区消防組合職員の期末勤勉手当が 0. 2 カ月分減額になったことに伴い、海田地区消防組合負担金を 5 6 9 万 5, 0 0 0 円減額するものでございます。

教育費の学校管理費の公有財産購入費でございますが、海田小学校校地の借用地購入費が、地価の下落により予算額を下回りましたので、その差額 3, 0 1 3 万円を減額するものでございます。

教育振興費の扶助費でございますが、要保護及び準要保護児童の対象者が増加したこ

とにより、就学援助費を259万6,000円増額するものでございます。

14ページに移りまして、11年度起債事業の一部が精算により借入額が減額になったことにより、12年度で返還する利子額が減額になったことや、借入利率の低下による減額、1,462万円及び一時借入れを行わなかったことによる150万円の減額、合わせて1,612万円を減額するものでございます。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

1ページをお開きください。町税の個人町民税の現年課税分でございますが、譲渡所得及び退職所得に係る税額が見込みを上回ったことにより、2,000万円を増額するものでございます。

法人町民税の現年課税分につきましては、景気低迷の影響により、本年度の最終調定見込額を下回るため、その差額3,000万円を減額するものでございます。

滞納繰越分につきましては、約束手形等の有価証券により、今年度内の収納が確実である216万4,000円を増額するものでございます。

固定資産税の滞納繰越分でございますが、これにつきましても約束手形等の有価証券により、今年度内の収納が確実である1,141万円を増額するものでございます。

利子割交付金でございますが、県からの最終交付見込額の通知により、当初予算額との差額、5,584万2,000円を増額するものでございます。

2ページに移りまして、地方特例交付金でございますが、税制改正による減税の影響額が、当初の減収見込みより少なかったことによる当初予算額との差額、1,305万3,000円を減額するものでございます。

地方交付税でございますが、12年度の特例措置として臨時経済対策費が基準財政需要額に加算され、1,065万円が増額となったものでございます。

分担金及び負担金の民生費負担金の児童福祉費負担金でございますが、保育所保護者負担金について減税後の税額による保育料算定に伴う1,300万円の減額でございます。

老人福祉費負担金につきましては、養護老人ホーム入所者2名の所得階層変更に伴う個人負担金80万1,000円の減額でございます。

国庫支出金の民生費国庫負担金の老人福祉費負担金でございますが、老人ホーム入所者の病院への入院などによる不在期間における食費など、入所措置費負担金83万5,000円を減額するものでございます。

3 ページに移りまして、身体障害者福祉費負担金につきましては、さきに歳出でご説明いたしましたとおり、対象者増による更生医療給付事業負担金 30 万円の増額。1 名の退所による更生援護施設措置費負担金 148 万円の減額。補装具給付事業負担金 60 万円の増額をするものでございます。

児童福祉費負担金につきましても、さきに歳出でご説明いたしましたとおり、乳児保育の需要増による私立保育所委託料等の増額に伴い、保育所運営費負担金 631 万 5,000 円を増額するものでございます。

被用者児童手当負担金でございますが、制度改正により特例給付の対象者のうち、3 歳から就学前までが、被用者分に振りかえられたことによる 1,256 万 3,000 円の増額でございます。

非被用者児童手当負担金につきましては、支給対象者の増加に伴う 128 万円の増額でございます。

特例給付負担金につきましては、さきにご説明いたしましたとおり、制度改正により、対象者が 3 歳未満に限定されましたので、3 歳から就学前までを被用者分に振りかえたことによる 1,792 万 3,000 円の減額でございます。

保険基盤安定負担金につきましても、さきに歳出でご説明いたしましたとおり、国民健康保険税軽減対象世帯の増加により、保険基盤安定負担金を 534 万 7,000 円増額するものでございます。

国庫補助金の民生費国庫補助金の障害福祉費補助金でございますが、ホームヘルプサービス事業の利用者が増加したことにより、在宅福祉事業補助金 13 万 4,000 円の増額でございます。

都市計画事業費国庫補助金の公園事業費補助金でございますが、総合公園管理棟新築工事に係る補助事業費の減に伴う総合公園整備事業費補助金、1,000 万円を減額するものでございます。

4 ページに移りまして、県支出金の民生費負担金の身体障害者福祉費負担金でございますが、さきに国庫支出金でご説明いたしましたとおり、更生医療給付事業負担金 15 万円の増額。更生援護施設措置費負担金 74 万円の減額。補装具給付事業費負担金 30 万円の増額。合わせて 29 万円を減額するものでございます。

児童福祉費負担金につきましても、さきに国庫支出金でご説明いたしましたとおり、乳児保育の需要増による私立保育所委託料等の増加に伴い、保育所運営費負担金 315

万8,000円を増額するものでございます。

被用者児童手当負担金でございますが、制度改正による289万円の増額でございます。

非被用者児童手当負担金につきましては、支給対象者の増加に伴う86万2,000円の増額でございます。

特例給付費負担金につきましても、さきに国庫支出金でご説明いたしましたとおり、制度改正による503万3,000円を減額するものでございます。

保険基盤安定負担金につきましても、さきにご説明いたしましたとおり、国民健康保険税軽減対象世帯の増加により、267万4,000円を増額するものでございます。

県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金でございますが、在宅福祉事業などの利用者が、当初の見込みを下回ったことによる在宅福祉事業補助金、訪問介護利用者負担額軽減対策事業費補助金及び介護保険基盤整備事業補助金の減額、重度医療等の医療費の増に伴う福祉医療費補助金の増額、合わせて1,480万6,000円を減額するものでございます。

児童福祉費補助金につきましては、西浜保育所の延長保育の利用者がいなかったことなどによる、延長保育促進事業費600万円の減額。人件費等対象経費支出額の減少による地域子育て支援センター事業費70万円の減額。補助要綱の改正に伴う一時保育事業60万円の増額。つくも保育所及び龍洞保育所が乳児保育促進事業の補助基準に達したことによる300万円の増額、合わせて310万円を減額するものでございます。

財産収入の、財産運用収入の利子及び配当金でございますが、基金の運用利子につきましては、預金利率の上昇などによる財政調整基金利子230万円の増額。公共施設等整備基金利子12万3,000円の増額。国際交流基金利子2,000円の増額。土地開発基金利子31万5,000円の増額。地域福祉基金利子15万2,000円の増額、織田幹雄スポーツ基金利子3万2,000円の増額。繰上償還に伴い中途解約をしたことによる減債基金利子7万3,000円の減額。合わせて285万1,000円を増額するものでございます。

6ページに移りまして、繰越金につきましては、11年度歳入歳出決算による翌年度繰越金のうち、6月補正予算、9月補正予算及び12月補正予算で計上した残額の1,407万8,000円を増額するものでございます。

諸収入の雑入でございますが、広域行政圏域の見直しにより、第4次広域市町村圏計

画の策定が不要になったことに伴う返還金として、49万7,000円を増額するものでございます。

町債の民生債の福祉住宅整備資金貸付事業債につきましては、さきに歳出でご説明いたしましたとおり、身体障害者及び高齢者の住宅整備資金貸付事業の利用者がなかったことによる840万円の減額でございます。

土木債の道路整備事業債につきましても、さきに歳出でご説明いたしましたとおり、用地交渉の難航により、年度内に工事着工ができなくなったことによる、町道2号線、町道9号線、中店小学校線及び新開蟹原線の道路改良事業分を合わせて2億円を減額するものでございます。

公園整備事業債につきましては、公園緑地整備事業費等の減により、1,290万円を減額するものでございます。

7ページに移りまして、消防債の消防施設整備事業債でございますが、小型動力ポンプ車2台購入に係る契約金額が、入札により起債対象となる200万円を下回ったことにより、190万円を減額するものでございます。

減税補てん債につきましては、減税の影響額が見込みを下回ったことによる490万円の減額でございます。以上で、事項別明細書による項目ごとの説明を終わります。

次に、第12号議案のご説明をいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、先ほどご説明いたしました各項目を合計いたしますと、歳入歳出それぞれ1億8,480万6,000円の減額となり、総額が歳入歳出それぞれ83億6,085万4,000円となります。

次に、繰越明許費についてご説明をいたします。議案5ページの第2表繰越明許費をお開きください。ここにありまして、2件の繰越明許費を計上しております。まず、土木費の道路橋りょう費の町道9号線道路改良事業でございますが、用地取得及び物件移転補償につきまして、土地及び物件所有者とは既に契約を済ませておりますが、移転先の建物が年度内に完了しないため、用地取得費及び移転補償費の残金の支払いが13年度にまたがりますので、繰越明許の手続を行うものでございます。金額は、1,280万5,000円でございます。

次に、都市計画費の新開蟹原線道路改良事業でございますが、これにつきましても用地取得及び物件移転補償は、土地及び物件所有者とは既に契約を済ませておりますが、年度内に土地の引き渡し完了しないため、用地取得費、移転補償費の残金の支払い及

び工事の施工が13年度になりますので、繰越明許の手続を行うものでございます。金額は3,205万円でございます。

議案6ページの第3表、地方債補正をお開きください。今回、4件の廃止と5件の変更を計上しております。内容につきましては、歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で、平成12年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本さん。

○8番（崎本）まず最初に、町長にお聞きします。未執行の額が2億円にもなるんじやが、これは予算の立て方の甘さか、執行部の努力の足りなさか、どちらかと明白にお答えをお願いします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）2億円の中の一番大きな要件は、用地交渉が未成立であったということが大きな原因でございます。そのことで努力が足らなかったのかということでございますが、我々、今も引き続き努力はいたしておるところですけれども、やはりこういう措置をせざるを得ないという状況になったわけでございます。一番大きな要因は、用地交渉がまだ成立をしなかったと、こういうことでございます。ご理解をお願いします。

○議長（田中）崎本さん。

○8番（崎本）用地交渉ができなかったということは、予算の立て方が甘かったんじゃないんですか。多分できるだろう、応じてくれるだろう、そういう予算の立て方でやられたのと、もう1つは町の対応の仕方にまずさがあったと私は聞いていますが。その方を素直に努力をしたかしないか、はっきりちょっと答弁をお願いします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）努力をしたのかということですが、現在も引き続いて努力をいたしておるわけでございますけれども、やはりいまだに解決がついていないということで、議員の方からそれは足らんやとおっしゃれば、そうだろうと思いますけれども、引き続いて、できるだけ早く解決がつくよう努力してまいりたいと、このように思っております。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）予算の立て方が甘いかどうかということではなくて、この中店小学校線の事業そのものが、平成9年に事業認可をとりまして、12年度までの事業認可

区間となっております。したがって、事業認可をいただいているのは12年度まででございますので、当然12年度までに上げるように予算化してまいりますし、用地交渉が成り立つように頑張っていくのが、我々の務めだろうというふうに考えております。

○議長（田中）建設部長。

○建設部長（池の本）予算の上げ方が甘いというようなご指摘でございますけれども、いずれにいたしましても、用地取得については、地権者の方のご都合というのがございます。それで、用地交渉に伺います場合は、やはり予算的な裏づけがない限り、これは伺えないわけでございますので、そうした措置をしたものでございます。ただ、そのほかに方法がなかったかと言われれば、そういう他の方法もあったかと思っておりますけれども、先ほども説明いたしましたように、できるだけ早くサービスを開始したい、事業を進捗させたいと、そういう思いの中から事業に取り組んできたものでございます。

○議長（田中）崎本さん。

○8番（崎本）僕は、予算の立て方を言うんだよ。執行部の物の考え方が、住民の方とちょっと考え方が違うんじゃないかと。住民のものは、海田町の土地じゃないんだから。住民の方々にどういうふうにやったら気に入られるか、どういうふうにしなければいけないか、それが住民の方々に十分行き届いていますか。海田町が勝手に予算を立てて道路拡張するから、話し合いに乗ってくれと。1回行って怒られたら、犬や猫じゃないんじゃないから、ああいうふうに2回も3回も行かんでしょう。このやり方にちょっと甘さがないか、ここらをちょっと聞いていますよ。予算を立てなかったら、物事ができんと、それは間違いですよ。予算を立てた限りは、住民にどんだけサービスしたら、住民の希望をどんだけ聞いたら住民が納得してくれるか。それを考えたことがありますか。町長、ちょっとそれをお願いします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）この予算を立てるときに、全く机上だけで予算を立てるわけではないわけなんですけれども、やはり事前にある程度の話は進めて、これは、協力は得られるだろうということでやっていくわけでございますが、そうしないとまた、話の進展にも、予算持たずに言うことも1つにもあるんですけれども、大体ご協力いただけるなど、こういうような見通しはつけるわけでございますが、現実の問題になりますと、やはり特にこれ、土地所有者と借地権者とが違ふというようなことが起きたりします。また、そういう中で、両方とも町の事業には協力はするけれども、やはり地権者と借地権者との折

り合いがつきにくいと、こういうような事情も、いろいろとやはり、そういう問題が起きてくるわけでございまして、できるだけ仰せのように組んだものは完全に執行できるというふうな方向で行くのが、これは当然であろうかと思えます。

ただ、今のように町が勝手に線を引いてということじゃございません。ある程度話し合いはしていくわけですが、途中でそういういろんな、予測せん事態が起きたと、こういうことが起きるわけでございます。できるだけ、これもそういうことのないように、以後は十分注意した予算案を編成していかんやならんと、このようには思っております。以上でございます。

○議長（田中）西山さん。

○4番（西山）4番西山です。きょう午前中の、第3号、第4号議案のところの件と関連するんですけれども、説明書の6ページの雑入返還金49万7,000円ということでしたが、きょうの午前中の説明のときに、この協議会が解散する場合に、今、市の監査委員に審査をお願いしてるという説明であったのにもかかわらず、もうこの雑入で、先ほどの説明では、それが解散するので返還金49万7,000円というような説明であったと思うんですけれども、この整合性はどうなんでしょう。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）この返還金の金額につきましては、第4次行政圏の振興計画を立てるために、11年度、12年度に分けて、それぞれが負担金を出しておりました。11年6月に県知事の方から広域行政圏の見直しということが、議会でも答弁があったことを受けて、一応負担金は払いましたけれども、とりあえず仮置きをしておくということになりました。

12年に入りまして、予算の執行をして、それから後に、本式の行政圏の見直しということで、この振興計画を立てる意味がなくなったといいますか、3市9町で立てる意味がなくなったということで、この振興計画に係る経費のみ、まず清算をしておかなければいけないということで、とりあえず振興計画の分だけを各町の負担割合によって返還をしましょうと。そしてまだ今の協議会はあるわけですから、3月31日までは存続しておるわけですから、それはそれで決算をして、また清算払いをして決算認定を受けるということになっております。

○議長（田中）ほかにございせんか。住吉さん。

○12番（住吉）8ページの企画費の中で、総合基本計画印刷製本費入札執行残があまり

にも多いんですね。2,660万円組んでおって、約40%、1,097万1,000円ばかり余らせておる。こういうものこそ、ちゃんと最初に見積もりをさせば、印刷費なんというものは見積もれるわけですね。だから、これは見積もり不十分か、見積もりが不適切ということが言えると思うんですが、これはどうなんですか。どのくらいのものをつくるんだから、何冊つくるから何ぼ要ります、素人だって見積もれますよ。それがこんなにたくさん余るってことがおかしい。これはひとつ理由を教えてください。

それから、さっきの部分は、私も、崎本さんがしつこく言ってましたけれども、努力不足ですよ。それは絶対努力不足。そうして2件も道路をやってないということは、交渉の努力不足。もう間違いありません。それは答弁要らんけれども、努力不足を認めてほしいと思います。

それから、今の執行残、印刷費の執行残なんというのは、本当にもう、むちゃくちゃに見積もりがだめだということだけ、理由を説明してください。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）1,000万円という執行残ということで、大変申しわけなく思いますけれども、当初2社の見積もりを、町内業者1社と広島市の業者1社と徴収をいたしまして、その低い方の金額について予算計上させていただいておりました。策定を進めていく中で、コンサルとのやりとりが、MO、マグネット・オプティカルというフロッピーディスクの約200倍ぐらいの記憶容量があるんですが、これでいろいろやりとりをしていく中で、それをそのまま原稿として活用ができるということに、やりながら気がつきましたので、この版下原稿が1枚大体7,000円ぐらい、1ページが7,000円ぐらいかかるということですので、大方400ページぐらいになるというようなことで、それを減じた仕様書を作成するということで入札を実施しましたところ、6社のうち、特にかなりの低い額で1社だけが入札を執行したということで、落札をしたということで、今回このような入札残が出たということになっております。

○議長（田中）住吉さん。

○12番（住吉）版下原稿が1枚7,000円とか、7円とかというようなことは、やっぱり過去の実績とかいろんなデータを調べればわかるはずなんですよ。そういうものは適当に業者の見積もりそのままをうのみにしてやるから、こういうことになる。もしかしたら、大きな損失したかもわからんですよ、業者の言いなりになって。だから、いろんな過去のデータを調べたり、いろんなことを調べて見積もりしてもらわんと、本当に町

税のむだ遣いをしていることになると思うんです。今回は余っとるからむだ遣いじゃないけれども、最初からそういうものを調べておけばよかったじゃないのということになります。今後の心構えをたします。

○議長（田中）企画課長。

○企画課長（木原）過去のデータ等も比較しまして、予算の見積もり、金額等には、ほぼ前につくりました第2次の新総合基本計画ですけれども、これと比較しましてもほぼ同等金額であったろうと思います。予算の見積もりについては、それほど大きな過大な評価で上げているという気はいたしませんけれども、近年の技術の革新等も加味しながら、今後このようなことのないよう努めたいというふうに考えております。

○議長（田中）佐中さん。

○15番（佐中）15番佐中です。8款の土木費の件でお尋ねしますけれども、執行残が町道8号、9号あるわけですね。これは、小渕内閣のときに地域戦略プランという形で、通常の補助よりも高い補助が来たわけですが、実際こうして執行残になれば、そういう補助の返還というのが、歳入の中でその調整がしていなかったのもので、実態はどうなっていくのか、それをお尋ねするわけです。

○議長（田中）建設課長。

○建設課長（久保）今、補助の件でのご質問でございますが、今、町道9号線、落合氏の駐車場部分等々で用地交渉がなかなかうまくいきませんで、工事をする期間がなくなり、減額したものでございますが、これにつきましては、補助は箇所づけといいますか、路線で補助をいただいておりますので、他にその補助を食えるといいますか、補助対象となる部分で補助は消化しております。以上でございます。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第12号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第12号議案については、原案のとおりこ

れを決します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田中）日程第17、第13号議案、平成12年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長

○町長（加藤）第13号議案、平成12年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。平成12年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、地下埋設物移設に伴う補償費の減額及び事業の完了に伴う残額の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ4,339万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,822万7,000円とするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（田中）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成12年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

資料15、補正予算説明書の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、第1款第1項第2目第1節の下水道事業費の負担金の増額補正でございますが、これは主に下水道事業受益者負担金の一括納付件数が増加したことによるもので、1,282万1,000円増額するものでございます。

次に、第2款第1項第1目第1節、下水道使用料でございますが、下水道への接続件数は着実に増加いたしておりますが、不況のためか排出水量の伸びが鈍って、予定より大幅に使用料が減少する見込みでございます。このため、2,650万円減額するものでございます。

続きまして、第4款第1項第1目第1節、一般会計繰入金でございますが、歳出総額から歳入総額を差し引いた額を一般会計から繰り出していただいておりますが、起債及び繰越金の増に伴いまして、5,044万円減額するものでございます。

また、第5款の繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の総額をすべて予算計上するため、未計上分1,024万円を補正するものでございます。

続きまして、2ページの第6款第3項第1目第1節、水洗便所普及資金貸付金元利収入でございますが、本年度は貸付金の利用者が増加いたしましたので、455万8,000円増額するものでございます。

また、第4項第1目第2節消費税還付金につきましては、精算により還付金額が確定

いたしましたので、８７万７，０００円減額するものでございます。

第７款第１項第１目第１節の下水道事業債でございますが、流域下水道事業債を５２０万円増額、流域関連公共下水道事業債を５００万円増額、資本費平準化債を３４０万円減額し、合わせて６８０万円補正するものでございます。

続きまして３ページの歳出でございますが、まず最初に、第２款第１項第１目第１９節の負担金補助及び交付金を１，３５６万５，０００円減額補正するものでございます。これは、広島県が行っております太田川流域下水道事業負担金の額が確定したことによる減額と、流入水量をもとに算出いたします、東部浄化センターの維持管理負担金を減額するものでございます。

次に第２２節の補償補填及び賠償金につきましては、ガス管移設の際、仮設工事が不要となったため、１，５００万円減額するものでございます。

続きまして、第３款第１項第２目第２３節、償還金利子及び割引料を、１，４８３万３，０００円減額補正するものでございます。これは、予定しておりました起債の利率が、当初を下回ったためでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第１３号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第１３号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第１３号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第１８、第１４号議案、平成１２年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第１４号議案、平成１２年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第２

号)。平成12年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、一般被保険者医療給付費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2億5,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,430万7,000円とするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長(田中) 住民課長。

○住民課長(上村) それでは、第14号議案、平成12年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料16をお願いいたします。

今回補正を行います主要な点につきまして、まず説明をさせていただきたいと思えます。今年度におきまして、昨年度に引き続き、入院、手術などによる医療費の増加状況が続いております。また、低迷する経済状況の影響により、被保険者が増加しており、保険給付費の一般被保険者分及び老人保健医療費拠出金が、当初予定いたしました額を大きく上回しまして、今回基金の繰入れの6,437万3,000円を含め必要な補正をお願いするものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたします。恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

それでは、2款、保険給付費、1項の療養諸費は、医療機関に支払う医療費でございますが、最初にご説明申し上げましたように、一般被保険者の医療費が高額になっておりまして、1目、一般被保険者療養給付費が、2億120万8,000円の増額。退職被保険者の医療費につきましては、昨年度に引き続き医療費が増となりますものの、当初予定した額を下回る見込みのため、2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、1,429万8,000円の減額でございます。

次に、コルセットや柔道整復、はり、きゅうなどの療養費でございますが、まず3目の一般被保険者につきましては、30万円の増額。4目、退職被保険者等につきましては、283万円の減額でございます。

次に、5目、一般被保険者審査支払手数料は、件数の増加によりまして、6万4,000円の増額。6目、退職被保険者等審査支払手数料も、件数の増によりまして、3万2,000円の増額でございます。このことにより、保険給付費の療養諸費につきましては、合計1億8,447万6,000円の増額でございます。

次に、5ページの2項の高額療養諸費でございますが、1目の一般被保険者高額療養費は、一般被保険者療養給付費の増に伴い、1,423万3,000円の増額。2目の退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者等療養給付費と同様、当初予定した額を下回

る見込みのため、364万9,000円の減額でございます。これにより、合計1,058万4,000円の増額でございます。

続きまして、3項の出産育児諸費1目の出産育児一時金ですが、当初55件の出産を見込んでおりましたが、最終的に40件に修正し、450万円を減額するものでございます。

続きまして、3款、老人保健拠出金ですが、国からの平成12年度拠出金の通知によりまして、補正を行うもので、その内訳としましては、1目の老人保健医療拠出金が6,162万1,000円の増額でございます。

次に、6ページをお開きください。2目の老人保健事務費拠出金ですが、63万3,000円の増額でございます。これにより、合計6,225万4,000円の増額でございます。

続きまして、5款、共同事業拠出金、1目の高額医療費共同事業医療費拠出金ですが、この事業は、各市町村からの拠出金をプールし、80万円以上の高額医療費に対して交付されるもので、平成12年度の拠出金額の通知によりまして補正を行うもので、41万円減額するものでございます。

続きまして、6款、保健事業費の保健衛生普及費は、報償費43万2,000円の減額でございます。これは、1年以上医療機関等にかからず国保税を納期限内までに完納した世帯に優良表彰の記念品を送っておりますが、その事業の執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。7款、積立金ですが、基金利子の積立金として42万8,000円を増額して、119万7,000円とするものでございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。恐れ入ります、1ページに戻っていただきたいと思います。

まず、3款、国庫支出金、1項の国庫負担金、2目の療養給付費等負担金でございますが、これは、一般被保険者の医療費にかかわる国庫分の収入でございまして、一般被保険者分の保険給付費が増加したことにより、7,623万8,000円の増額となるものでございます。

続きまして、2項の国庫補助金の1目の財政調整交付金ですが、これは一般被保険者にかかわる原爆医療費分でございまして、一般被保険者分の保険給付費、すなわち医療費が増加したことにより、2,551万4,000円の増額となるものでございます。また、2目の特別対策費補助金として、薬剤の一部負担、保険者負担増相当額の補助事業

による５５万１，０００円の交付があり、補正するものでございます。これは、高齢者の薬剤の一部負担に関する臨時特例措置の実施に伴う、老人保健医療費拠出金の保険者負担増相当額の補助を行うことで国保財政の安定化を図ろうとするものでございます。

次に、４款、療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者等にかかわる医療費分でございます。まず現年度分は退職被保険者分の保険給付費が減額したことにより、２，２４６万２，０００円の減額となるものでございます。また、過年度分としまして、平成１１年度交付金の確定に伴いまして３，０５６万６，０００円追加交付されるため、補正するものでございます。

２ページをお願いいたします。次に、７款、財産収入の１目、利子及び配当金ですが、基金利子としまして４２万８，０００円を増額するものでございます。

次に、８款、繰入金のうち、一般会計繰入金でございますが、先ほど財政課長からの説明がありましたように、まず保険基盤安定繰入金は、国保税の軽減世帯が増加し、額が確定しましたことにより、１，０６９万６，０００円の増額でございます。また、出産育児諸費繰入金は、当初５５件の出産を見込んでおりましたが、最終的に４０件に修正するため、３００万円を減額するものでございます。

次に、２項の基金繰入金でございますが、これは保険給付費すなわち医療費に要する経費が不足する場合、基金を取り崩して充てるものであり、今回の高医療費を賄うため６，４３７万３，０００円の繰入れを行うものでございます。

３ページをお願いいたします。９款、繰越金ですが、前年度繰越金の６，８２６万７０円を加え、７，０５９万３，０００円とするものでございます。

次に、１０款、諸収入のうち、交通事故などの第三者納付金ですが、まず一般被保険者につきましては、２５万２，０００円の増額。退職被保険者等につきましては、９７万７，０００円の増額を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ２億５，２４０万円を追加いたしまして、予算の総額、歳入歳出それぞれ１８億９，４３０万７，０００円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。堀間さん。

○３番（堀間）３番堀間です。歳出の方が２億円増額しているんですけども、これは被保険者がふえたとおっしゃいましたけれども、延べでどのくらいふえていますか。

○議長（田中）住民課長。

○住民課長（上村）平成12年4月1日から平成13年1月1日までで286名ふえております。

○議長（田中）堀間さん。

○3番（堀間）ですから、286名増加ということですか。全体では幾らですか。

○議長（田中）住民課長。

○住民課長（上村）全体では、8,142名でございます。

○議長（田中）ほかにございませんか。住吉さん。

○12番（住吉）5ページの一般被保険者高額医療費のところで、一般被保険者に交付する医療費が1,423万3,000円上げておりますけれども、これはふえておるわけです。これを金額的に大きいものはどのぐらい、平均どのぐらいかとか、そして件数がどのぐらいあるとか、参考ために詳しくお知らせいただきたい。

○議長（田中）住民課長。

○住民課長（上村）月ごとの高額療養費でちょっとご説明させていただきたいと思います。

平成12年度が、月ごとが797万5,204円でございます。件数で申しますと88.1件でございます。平均的なもので申しますと、9万8,590円でございます。

（「高額は、最高額」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）住民課長。

○住民課長（上村）すみません。手元に資料がございませんので、また後ほどお願いします。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第14号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第14号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第14号議案については、原案のとおりこれを決します。

○議長（田中）日程第１９、第１５号議案、平成１２年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

平成12年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、医療費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ7,477万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,192万4,000円とするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○高齢福祉課長（青木）第１５号議案、海田町老人保健特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。歳出の1款、医療諸費の医療給付費の扶助費でございますが、長期療養によります入院患者の増加や、医療受給者の増加などが原因により、医療給付費の不足が見込まれることから、7,323万4,000円を増加するものでございます。

3 目の審査支払手数料の委託料でございますが、入院件数及び調剤件数の増加が見込まれるため、13万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1 ページをお開きください。支払基金交付金の医療費交付金でございますが、医療費の増額に伴いまして、支払基金からの交付金といたしまして、5,249万1,000円の増額を行うものでございます。

審査支払手数料交付金でございますが、歳出の審査支払手数料の委託料でご説明いたしましたように、入院件数及び調剤件数の増加に伴い、レセプトの審査手数料を増額いたしました。この増額分に対しまして、審査支払手数料交付金といたしまして、13万8,000円を増額いたしました。

次に、国庫支出金の医療費負担金でございますが、医療費の増額に伴いまして、国庫負担分といたしまして、1,476万1,000円の増額を行うものでございます。

次に、県支出金の医療費負担金でございますが、これにつきましても医療費の増額に

伴いまして、県負担分といたしまして369万円の増額を行うものでございます。

2ページをお願い申し上げます。繰入金の一般会計繰入金でございますが、11年度の繰越金が確定いたしましたので、差し引き99万2,000円を減額するものでございます。

次に、繰越金でございますが、平成11年度歳入歳出決算による翌年度繰越金のうち、6月補正予算で計上いたしました残額、468万4,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ7,477万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ19億6,192万4,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第15号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第15号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第15号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第20、第16号議案、平成12年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第16号議案、平成12年海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成12年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、居宅介護サービス給付費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億5,209万3,000円とするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（田中）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、第１６号議案、海田町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料１８をお願い申し上げます。資料１８の２ページの歳出をお開きいただきたいと思います。

それでは、ご説明申し上げます。総務費の一般管理費の委託料でございますが、在宅サービスのうち、現在訪問介護や訪問看護など、７種類の訪問通所サービスと短期入所サービスは、それぞれ要介護度によりまして月々の支給限度額と、利用できる日数について区分されておりますが、平成１４年１月からは、訪問通所サービスと短期入所サービスを統合いたしまして、月単位での限度額管理が行われることになりました。これは、現在の制度では、短期入所サービス、いわゆるショートステイが利用しにくいという実態に対しまして、国が制度の見直しを図ろうとしているもので、この制度改革に伴いまして、介護保険事務支援システムの変更を行う必要性が生じたため、電算システム変更委託料２７１万５,０００円のうち、介護保険電算処理システム確立に伴い、自己処理が可能となりましたために不用となった電算委託料を精算いたしまして、１６１万５,０００円を増額するものでございます。なお、この事業は、国庫補助事業で実施するものでございます。

連合会負担金の負担金補助及び交付金でございますが、国保連合会が介護保険の給付事務などの共同処理を行うために開発いたしました電算システム負担金が、本年度は不用となったため、６０万円を減額するものでございます。

次に、徴収費の賦課徴収費の役務費でございますが、第１号被保険者の特別徴収に対する保険料仮徴収通知書の郵送代に不足を生じたため、３０万４,０００円を増額するものでございます。

介護認定審査会の報酬でございますが、審査会の開催が見込みより少なかったことによりまして、審査会委員の報酬は不用となりましたので、８０万円減額するものでございます。

次に、３ページの保険給付費の居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金でございますが、訪問介護や訪問看護など、家庭で生活しながら介護サービスを利用する傾向が高く、給付費に不足を生じたため、６,３３０万円を増額するものでございます。

また、施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金でございますが、一般病院に長期療養中の方々が、介護保険対象の療養型病床群に移行しなかったことにより、給付

費が大幅に不用となりました。6,330万円を減額するものでございます。当初予算では、家庭で生活しながら介護サービスを利用するよりは、施設でのサービスを希望するとした要援護高齢者の実態や意向に基づき、それぞれの給付費を措置していたものでございます。

次に、居宅介護福祉用具購入費の負担金補助及び交付金でございますが、福祉用具の購入希望者がふえましたため、34万円を増額するものでございます。

次に、居宅介護住宅改修費の負担金補助及び交付金でございますが、トイレなどの改修などによりましてから、住宅改修をご希望される方がふえたため、68万6,000円を増額するものでございます。

また、居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金でございますが、要介護者がサービスを利用するために、介護支援専門員が作成いたしますケアプランに対して支給するサービス計画給付費に不足を生じたため、86万円を増額するものでございます。

次に、4ページでございますけれども、保険給付費の居宅支援サービス給付費の負担金補助及び交付金でございますが、介護認定で要支援と判定された方が、家庭で生活しながら介護サービスを利用する費用が予算額を下回ることが見込まれるため、86万円を減額するものでございます。

次に、居宅支援住宅改修費の負担金補助及び交付金でございますが、トイレの改修など住宅を改修する希望者がふえたため、41万9,000円を増額するものでございます。

次に、居宅支援サービス計画給付費の負担金補助及び交付金でございますが、介護認定で要支援と判定された方が、サービスを利用するために介護支援専門員が作成するケアプランに対して支給されるサービス計画給付費が、予算額を下回ることが見込まれるため、144万5,000円を減額するものでございます。

次に、基金積立金の介護保険円滑導入基金の積立金でございますが、現在基金として積み立てております介護保険円滑導入基金の預金利子といたしまして、68万5,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして歳入でございますが、1ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金の国庫補助金の事務費交付金でございますが、これは、歳出のところでもご説明申し上げましたように、制度改正に伴う介護保険事務支援システムの変更に要する事業費が国庫補助対象となりましたので、事務費交付金といたしまして52万円の増

額を行うものでございます。

次の、財産収入の財産運用収入の利子及び配当金でございますが、基金の利子が確定いたしましたので、68万4,000円増額するものでございます。

次に、16号議案をお願い申し上げます。議案3ページの第2表、繰越明許費をお願いいたします。介護保険事業費支給限度額一本化システム開発事業でございますが、歳出のところでもご説明いたしましたように、これは国の制度改正に伴う介護保険事務支援システムの変更に要する事業費でございますが、事業費に対する国からの補助内示が、本年の1月中旬と遅かったため、年度内の事業執行が困難な状況となりましたので、繰越明許費の手続を行うもので、その金額は271万5,000円でございます。

以上、歳入歳出それぞれ120万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ7億5,209万3,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山さん。

○4番（西山）4番西山です。資料18の3ページの委託介護サービス給付費が、補正額が在宅で介護される方がふえたということだったんですけれども、予測より何名の増だったのでしょうか。それと、その下の施設介護サービス給付費で、先ほどの説明では病院から病床群に移行しなかったからと、もう1つは在宅でという説明だったと思うんですけれども、一応見込みで、病院から病床群に入られる予定人数にされていたのと、現在施設入所の人数を教えてください。

○議長（田中）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず1点目の、居宅介護サービスをご利用なさいます人数でございますけれども、人数というよりは、大体月平均で申し上げまして、大体1,200万円ぐらいの予算化をしておりました。ところが、実際にお使いになる方がふえまして、月平均で約1,900万円、約700万円ほど増加しております。現在では、介護認定をお受けになってから、このサービスをお使いになっておられる方は、これは要支援も含めましてから、約79%の方が居宅サービスをお使いになっております。人数的には、ちょっととっておりません。申しわけございません。

2点目の、療養型病床群へ移行されなかったということでございますが、これは大体老人保健の方で、現在入院されている方のうち1割程度が移行されないだろうということで予算を組んでおりましたけれども、結果的には2割となりまして、その移行されな

かった人数はおよそ１１名でございます。現在この療養型病床群に入っておられる方は、２６名でございます。

○議長（田中）ほかにございませんか。原田さん。

○９番（原田）９番原田です。歳出の２ページの介護認定審査会費のところでは８０万円の減額になっているんですけども、せんだって通知いただきまして、判定のお願いを申請したけれども、通知の中に判定がまだできませんと。なお時間を要すると書いてあったりするんですけども、審査会が開かれてないんですか、どうなんですか。そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（田中）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）これの減額でございますけれども、当初、現在毎週木曜日、月４回、５２週ございますから、５２回開く予定しておりましたけれども、当初、例えば年度始めの４月、５月とか６月とかいうところにつきましては、準備期間として１１月にかなりの介護認定申請の審査をやっておりますから、新規の方々の申請が少なかったということで、最大限お待ちできる範囲は待っていただきながら、回数が若干減ったというような事情がございます。

それと、先ほど言われました、申請から３０日以内の認定をとという原則論がございますけれども、ご通知が行ったのは恐らく、例えば申請がありますと、介護支援専門員がお宅を訪問いたしましてから、訪問調査を行います。そしてそれとあわせましてから、その方がかかりつけの病院に対し、私どもの方が医師の意見書としまして、診断書というものを提出していただくようになっております。この診断書が、なかなか出てこない場合がございます。これは、当然私どもも速やかな審査、認定ということで先生方の方に再々請求することもございますけれども、なかなか出ない場合もあって、そういった場合はやむなく、先ほどご指摘ありましたような、延期通知書を出しまして、ご理解を求めているというところでございます。以上です。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第１６号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第16号議案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中) 異議なしと認めます。よって、第16号議案については、原案のとおりこれを決します。

この際、暫時休憩をいたします。再開3時50分。

~~~~~○~~~~~

午後3時33分 休憩

午後3時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(田中) それでは、休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

日程第21、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(加藤) 平成13年度町長施政方針。本会議に提案しております13年度一般会計及び特別会計の各予算を初め、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。

本町の13年度の予算案を編成するに当たりましては、町民に密着した事業や、総合的な地域福祉施策の充実等に対処するとともに、「海田町新総合基本計画」に基づき、実施計画に計上している継続事業や、「第3次海田町総合基本計画」に基づく新規事業を重点事業として、財源の重点的、効率的配分を行い、町民の期待にこたえられる施策の推進に取り組むことを基本として予算案を編成いたしました。

それでは、基本計画に示された施策の方向に沿って、主な事業についてご説明申し上げます。

まず、第1点目は、「一人ひとりが輝くまちづくり」の推進でございます。

生涯学習社会の振興につきましては、12年4月に海田町生涯学習推進本部を設置し、生涯学習の指針となる「海田町生涯学習のまちづくり基本構想ーいきがいたプラン21ー」を策定し、それに基づきながら各機関、団体が連携をし、生涯学習のまちづくりを総合的に推進してまいりますとともに、住民がスポーツ活動に主体的、継続的に取り組めるよう、ファミリーバドミントン、ペタンク等新しい種目の教室や交流会を開催し、手軽に楽しめるスポーツの普及に努めます。

また、だれもが主体的に情報技術を活用できるよう、一般成人対象のＩＴ講習会を両公民館で開催いたしますとともに、ロビーで気軽にインターネットを活用して情報が得られるような環境づくりをしてまいります。

次に、東広島バイパスの建設に伴って取り壊される上安井古墳の竪穴式石室をふるさと館に移築、復元をし、発掘調査の過程を写真パネルで紹介し、また、出土された資料展示をして、貴重な文化財の保存と活用を図ります。

さらに、公民館、図書館、ひまわりプラザでは、「子ども放送局」を開設し、学校休業土曜日を中心に、衛星通信を利用して子どもたちに夢や希望を直接語りかける番組を提供してまいります。

次に、学校教育につきましては、一人一人の個性と能力を育て、わかりやすくゆとりある教育活動を展開し、２１世紀を担う資質と判断力を備えた人間形成を図ることが重要となっております。

本町の学校教育におきましては、生涯にわたる人間形成の基礎をつくるよう、基礎学力の定着に取り組みながら、個性や人間性をはくぐむ教育、情報化や国際化等の社会の変化に対応した教育などを進めるため、新規事業として、小・中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語を親しみやすく児童・生徒に指導するとともに、国際感覚を育成してまいります。

情報化教育の推進につきましては、コンピュータを活用した授業ができるようにするため、校内ＬＡＮの拡張整備を進めてまいります。

また、子どもの心を育てる読書活動を推進するため、児童・生徒が読みたい、調べたいという意欲にこたえる学校図書の整備、充実を図ってまいります。

生徒指導等につきましては、児童・生徒の問題行動に対して、小・中一貫体制での指導を図るとともに、青少年指導員を中心として、児童・生徒の問題行動の未然防止に努めてまいります。

また、開かれた学校づくりを推進するため、地域住民等の学校教育への関心や理解を高めるとともに、地域へ学校の開放を進めてまいります。学校施設の整備につきましては、校舎、体育館の耐力度調査を行い、その結果を踏まえた耐震補強や老朽化した施設の改修あるいは改築についての中長期的整備計画の見直しを行い、学校施設の整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、学校の屋外トイレの建替えを進め、一般住民も快適に使用できる屋外トイレと

しての整備を図ってまいります。

次に、外国人の方に配布しております「生活ガイドブック」を改訂し、従来のポルトガル語に加え、英語を併記するとともに、町内の施設の紹介等に関する記述を充実をさせ、外国人の方により広く利用していただき、本町に親しみを持っていただくような冊子にいたしたいと考えております。

また、10月に開催される「第11回日・米草の根交流サミット広島大会」に際しましては、本町におきましても海田町国際交流協会が中心となって、アメリカの方々をお迎えし、日米両国間の親善と地域の国際化の促進を図ることとしており、町としても全面的にこれを支援してまいります。

次に、海田町のイベントとして定着しております「フェスタひまわり」につきましては、13年度で第15回となります。町民のまちづくりへの参加意欲の醸成や、人材の育成、確保など、住民主体の祭りとして位置づけながら、引き続き支援してまいります。

第2点目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の推進でございます。

平均寿命が伸長し、「人生80年時代」と言われる中で、住民の保健・医療・福祉サービスに対するニーズは複雑・多様化しており、こうしたサービスを総合的に提供していく必要が高まっております。来るべき高齢社会において、安らぎのある豊かな地域を築くために、介護保険制度の円滑な事業運営を図りながら、要援護高齢者に対する各種事業の充実や、健康づくりに努めてまいります。これまでの継続事業を着実に実施していくとともに、生活支援事業の一環として、13年度からは新たに「訪問理美容サービス」事業を実施してまいります。

また、地域で支えあう高齢社会を目指し、その役割を担う人材の育成を図るため、「地域ボランティア養成講座」を拡充いたします。

次に、児童福祉でございますが、保育所と保護者との対話を深めるとともに、子育て支援センターでの親子活動や、相談体制を一層充実し、安心して子育てのできる環境の整備を推進します。児童手当につきましては、13年度から所得制限が緩和される予定で、さらに充実が図られます。

障害者福祉につきましては、福祉タクシーの助成事業について、13年度から新たに選択によりバスカードも利用できるよう制度の拡充を図ってまいります。

次に、保健センターで実施している町民の健康づくり事業につきましては、予防に重点をおいた取り組みを行います。中でも、介護予防事業としては、国民健康保険の健康

づくり推進事業を活用し、充実させてまいります。母子保健事業につきましては、妊婦さんへの健康教育を土曜日に開催し、子育てに父親も参加、協力できるよう事業の拡充を図ります。精神保健事業につきましては、新たに精神障害者通院医療費支給制度を設け、通院医療費の自己負担分を支給することにより、精神障害者の福祉施策の推進を図ってまいります。

次に、地域福祉社会の形成につきましては、地域福祉の推進役として、明確に位置づけられた社会福祉協議会と緊密な連携を図りながら、地域に密着した事業の推進に努めます。また、総合福祉センター建設に向け、基本構想、基本計画を策定いたします。

第3点目は、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の推進でございます。

臨海部における土地利用、都市機能のあり方につきましては、土地利用の転換傾向が見られることから、広域的かつ長期的な視点に立って、「臨海部土地利用転換構想」を策定してまいります。

広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、引き続き事業主体であります広島県や広島市、また府中町と連携を図りながら、事業を推進してまいります。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが、事業実施に向けて地権者の方々のご意見を反映させるための土地区画整理審議会の委員の選挙を初め、換地設計に必要な準備、工事に必要な測量や設計を行ってまいります。また、地権者の方々と初め関係者の方々のご心配やご不安を解消するため、引き続き説明会等の開催や個別の相談に応じながら、事業が円滑に進むよう努力を続けてまいります。

次に、防災対策の充実については、組織的な防災活動の体制を整えるため、自主防災会の組織化の促進と育成指導を図るとともに、実践的な訓練等を実施し、意識の高揚に努めてまいります。また、消防力の強化といたしまして、三迫地区の第2分団第4部の消防庫整備とあわせて、ポンプ積載車の配備を進めてまいります。

さらに、冠水対策といたしまして、曾田地区の竹貞ポンプのオーバーホールとステージ・スクリーンの更新を実施します。また、中雨水幹線の一部供用開始に伴い、既設水路を接続し、南昭和町、曙町地区の大雨による冠水被害の減少を図ってまいります。

次に、住宅、住環境の整備につきましては、「住宅マスタープラン」を策定し、本町における住宅事情の現状と課題を把握し、多様化する住宅ニーズや今後予想される高齢者、障害者の住宅施策や公営住宅のあり方についての指針としてまいります。

第4点目は、「環境にやさしいまちづくり」の推進でございます。

廃棄物処理対策につきましては、引き続き、ごみの減量化推進とあわせて、4月1日から家電リサイクル法が施行されますので、特定家庭用機器資源の有効利用の確保及び適切な処理に努めてまいります。また、焼却施設移転後の跡地利用につきましても、16年度を整備目標に、再資源化施設整備計画を策定いたします。

第5点目は、「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」の推進でございます。

海田総合公園でございますが、管理棟の建設が終わり、第1期工事を完了いたしました。引き続き、キャンプ場を含む第2期整備区域9.5ヘクタールの整備に着手してまいります。

道路交通体系の整備でございますが、中店小学校線は幅員16メートルで、町道4号線から広島市安芸区矢野境までの250メートルの区間を、また、新開蟹原線は幅員12メートルで、大立町の山陽団地を下った交差点から県道矢野・海田線までの470メートルの区間の事業認可を得て、この区間の整備を進めてまいります。

次に、生活道路の整備につきましては、町道8号線、9号線を引き続き整備してまいります。また、瀬野川の河川敷を整備し、より一層散歩、ジョギングの利用が図れるよう、遊歩道の約50メートル延伸を考えています。

次に、情報通信基盤と機能の強化でございますが、全国どこからでも住民票の写しの交付などが可能となる、住民基本台帳ネットワークシステムが、15年8月から全国一斉に開始される予定となっております。そのため、13年度は機器等の整備とあわせて、既存の住民基本台帳システムの改修を進めてまいります。

次に、町内の公共施設の利用状況が、いずれの施設からでも確認できるよう「施設予約システム」を構築し、利用者の利便性の向上と手続の簡素化を図ってまいります。

第6点目は、「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」でございます。

商工業の振興につきましては、ふるさと特産品づくりを奨励し、地域の魅力を増すため、13年度におきましては、本町の特産品を開発する組織づくりを行い、地域資源の収集整理や先進的な取り組み事例の調査研究を進めてまいります。

次に、国際化時代に対応したポルトガル語・英語編、日本語編の3カ国語による観光マップを作成いたします。また、町内に数多く残る遺跡、史跡等の文化財を現状に合わせて紹介した文化財探訪マップもあわせて作成してまいります。

次に、勤労者の生活の安定と福祉の増進につきましては、広島県労働金庫が実施する低利融資の原資としての預託金を増額し、引き続き勤労者福祉の増進を図ってまいりま

す。

次に、広島市との合併問題でございますが、引き続き事務レベルの「広島市・海田町合併問題等調査研究会」などにおいて、合併に関する資料の収集や、調査研究を行うとともに、必要に応じて情報提供等を行い、住民の方に合併議論を高めていただくようにしてまいりたいと考えております。また、安芸郡4町による情報交換の場を設け、もう1つの合併パターンについても調査研究を進めてまいります。

行政改革につきましては、新時代に対応できる簡素で効率的な行政体制の推進のため、10年度から事務事業の見直し、組織、機構の合理化など鋭意取り組んでまいりましたが、実施計画書の中には、13年度から検討する項目も掲げておりますので、これらの検討を行っていくとともに、新しい行政課題に対応してまいります。

職員の能力開発等の推進でございますが、地方分権の時代に対応する人材育成を図るため、政策課題等各種の研修に参加させるとともに、引き続き広島市との職員派遣交流事業を実施いたします。

次に、町税、国民健康保険税を中心とした各種徴収金の収納対策につきましては、町税等収納強化計画に基づき、職員の資質の向上を図りながら、積極的に徴収活動を行ってまいります。特に、町税等につきましては、新たに休日に納税していただける窓口を設けるなど、工夫をして徴収活動を行ってまいります。

公共下水道事業特別会計でございますが、汚水の整備につきましては、幹線整備、面整備とも海田中央第3、第4、第5処理分区の蟹原一丁目、蟹原二丁目、寺迫一丁目、三迫一丁目を中心に整備を進めてまいります。これにより、整備面積は約293ヘクタール、処理区域内人口は約1万9,000人となります。全体計画面積の47.8%が整備され、人口普及率は62.4%となる予定です。

国民健康保険特別会計につきましては、増加し続ける医療費の適正化を図るため、総合的な健康づくり推進事業として、福祉、生きがい対策を含めた保健センター及び老人福祉センターの健康事業等を活用し、疾病の予防や健康の保持増進のための保健事業の一層の充実を図り、医療費の抑制に努めてまいります。

老人保健特別会計につきましては、毎年医療費が増加しておりますが、その対策といたしましては、老人保健法に基づく各種保健事業の展開を図りながら、元気な高齢者づくりを推進してまいります。また、医療費の適正化対策として、レセプト点検により医療費の請求誤り、あるいは過剰診療を防止するとともに、医療費通知の実施により適正

な受診を促してまいります。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度が12年4月にスタートし、1年が経過いたしました。現在のところサービスの供給量は充足しており、今後も引き続きサービス基盤の充実に努めてまいります。また、12年度の介護保険事業では、施設サービスを重点とした予算措置をしておりましたが、在宅サービスの利用が多かったという状況がございました。介護保険制度が本来目指していた「介護を必要とする状態になっても住みなれた地域や家庭で、できるだけ自立した生活ができるようにする」という趣旨に沿う結果となりました。介護保険制度の2年目の事業実施に当たり、引き続き普及啓発活動を行うとともに、適正な事業運営や財政運営に努めてまいります。

水道事業会計でございますが、目標に掲げております「より安全で、よりおいしい水の供給」及び「災害に強い施設づくり」の達成に向け、13年度も積極的に水道施設の整備に取り組む所存でございます。

配水設備につきましては、老朽配水管を耐震性の強い铸铁管に取りかえると同時に、管網の整備を図るため、新設管を布設いたします。

浄水設備につきましては、蟹原浄水場受変電設備の全面改修及び国信浄水場送水流量計の取りかえを実施いたします。また、取水設備につきましては、国信取水井の改修に伴う実施設計を行い、安定取水の確保を図ってまいります。

以上、それぞれの会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進させるためには、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町勢発展に邁進する所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）以上で施政方針演説を終わります。これより、施政方針に対する質疑を行います。ここで議長よりお願いと確認をしておきます。さきの議会運営委員会決定事項でもお知らせしておりましたように、議事の都合により、具体の予算そのものに関するもの、条例案として提出されているもの、あるいは一般質問として通告されているもの等については、できるだけ予算審査特別委員会の場で質疑を行っていただきたいと思います。

それでは、これより町長の施政方針に対する質疑を行います。質疑があれば許します。佐中さん。

○15番（佐中）お尋ねをいたします。15番佐中です。13年度の施政方針、ただいま町長が述べられましたけれども、財源の問題は全く触れていないんですね。歳入にかか

わる問題が全く触れていないから、何が意味があるのかどうか、お尋ねをするんです。

といいますのも、財政危機が一層深刻化する中で、政府は公共事業の総合補助金化で自治体の裁量ではなくて、小規模の補助を廃止をして、補助を受けるためには複数の事業を一体化をして、大規模な計画を条件として公共事業の大型化を誘導しておるわけです。ですから、その財源をどのように確保するのかという問題です。地方分権といいながら、政府は地方に分権するから自立せよということで、新たな国庫補助金の廃止をし、縮減を2001年度からするという方針を出しております。今、町長が施政方針の中で述べられましたけれども、町税の収納対策、払えない過酷な町税や国保税を町民に押しつけて、それを収納対策で取り上げていく。私は、これは本末転倒であると思うんですね。ですから、財源の確保はどのようにする方針なのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（田中）中岡さん。

○16番（中岡）今の質問、答弁が難しいようでしたら、きょう本会議終了後に執行部が打ち合わせをしていただいて、あすの1番の答弁にしていいただければと思います。議長で取り計らってもらいたいと思います。

○議長（田中）でも、これが出なければ、あとの質疑がどうでしょうか。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時25分 休憩

午後4時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）それでは、休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。ほかに質疑。山岡さん。

○13番（山岡）今、町長の施政方針を聞く限り、通り一遍と申しますか、いつも同じようなパターンで、教育はこういうふうにします、できます、福祉もやりますという文面なんです。私たちが求めるのは、新世紀、平成13年度は、例えば教育に対してこれだけの力を入れてやるとか、福祉に対して重点的な施策をやるとか、何もかも十分に今までのことをやっていくという方針しかないんですが、町長は、13年度は何に一番力を重点に置いて施策を進行されるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）ただいま方針の中で申し上げておりますように、やはり海田町の、海田町

新総合基本計画という大きな計画があるわけでございます。そういうことに乗っての継続事業はもちろんのことでございますけれども、また新たに第3次海田町総合基本計画ができてまいったわけでございますが、それに基づいて新規事業を重点的事業として推進をしてまいるということから、先ほど6点の大きな柱を掲げ、その事業を推進してまいると、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（田中）山岡さん。

○13番（山岡）昨年の施政方針演説をちょっと参考にひもといてみたんですが、ほとんど変わってないんですよ、私から見たら。ですから、今回新しく入ったといえば、ITの問題とか、小・中学校に対して英語の何を入れるとかということが補足されている程度で、これといった目玉がないわけなんですよ。ですから、町長自身の、私は今回はこれに重点を置いて、他のものをほうっておいてでもやるんだというような、意欲的な考え方が、総合的なものじゃ何かぼんやりしておる格好に見えるんですよ。そのことを私は、例えば教育、例えば福祉が重点的に充実するんだという力強い言葉がいただきたいんですがどうでしょうか。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）力強いということでございますけれども、やはり先ほど申し述べました、この方針につきまして、何か変わった目玉ということもありましょう。それぞれITの問題であるとか、あるいは総合福祉保健センターの計画に入るとか、実際にすぐに事業に入れずにしても、そういう方向に向けてこれから最善の努力をしていくということを申し上げておりますので、今、いつには何が建ちます、どうしますというよりは、やはり基本計画そのもの、またいろんな計画をしっかりと持った上で事業は進めてまいらにやならんとかいうふうに思っておりますので、先ほど申し上げた6点につきまして、内容につきましても、我々しっかりと努力しながら推進をしていき、また新たなものにもこうして取り組んでまいると、こういうことでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）堀間さん。

○3番（堀間）3番堀間です。12ページの下から2行目、16年度を整備目標に、再資源化施設整備計画を策定するとなっておりますけれども、海田町としてエコタウンを目指していくような壮大な計画をお持ちなのかという質問と、再資源化施設、具体的にはどういうものでしょうか。教えてください。

それと、次の１３ページの下、ジョギングの利用が図れるよう、約５０メートル遊歩道の延長を考えているとなっていますが、決まっておりますら場所を知りたいんですけども。以上。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）再資源化施設の建設は平成１６年度ということは申し上げておるわけですが、これにつきましては、公害防止計画が平成１６年度までとなっておりますので、この期間を目標としてやってまいりたいと、こういうことでございます。それは、当然に現焼却場施設の跡地を考えておりますが、施設の内容を含めてこれから十分に検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。

それから、今の河川敷整備について、ジョギングの５０メートルについてでございますが、これは、現在の延長が１，４５０メートルということでございます。これは、現在の河川敷の下流に向けて、これは市頭の方になるわけですか、その方へ向けて延長したいと、こういうふうに考えております。

○議長（田中）堀間さん。

○３番（堀間）そうしますと、再資源化施設というのは、中身はまだ全然何もないんですね。今の答弁ではそうでしたけど。だから、跡地利用といいましても、漠然としたものを、言葉として上げておられるだけですね。

○議長（田中）それでは、ちょっと休憩をとります。休憩です。

~~~~~○~~~~~

午後４時３５分 休憩

午後４時３８分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）本会議を再開いたします。町長。

○町長（加藤）大変申しわけありません。先ほどちょっと申し上げたように、焼却施設の跡地を考えており、施設の内容も含めて、これから検討してまいりますということですが、今おおむね考えておりますことは、可燃物を除く再資源化のための施設、あるいはペットボトルなどの処理、あるいはいろいろと再資源にするものについてのＰＲ等、そういう施設等々を、今検討いたしておるところでございますので、明確に何と何をというのはまだ決まっておりませんので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（田中）崎本さん。

○ 8 番（崎本） 8 番崎本でございます。ちょっとすみませんがね、平成 13 年度町長施政方針は、これはだれが策定されましたか。13 年度予算審議をする上で、今みたいにちょっとしたことで一々やりおったら、これはできませんよ。町長施政方針で、今言われましたから、言われたことぐらい町長が、ちゃっちゃちゃっちゃできんかったら、13 年度予算審議はできませんよ。皆さんどうですか。これは皆さんが集まってこれを策定されたんでしょう。これの文言につきまして、今みたいに質問を出しまして、実施をいたしますと書いてあることに、どういうふうに実施しますかということを皆答弁できんかったら、13 年度予算案は審議できませんよ。どう思われますか、町長。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）町長施政方針として皆さん方に申し上げたわけでございますから、すべてが流暢に答弁ができるというのが、これは当然でございましょうけれども、いかんさま相当な量がございしますので、全部を私が即座にということについては、いささかしんどいところがございますので、その点ご理解をいただきたいんですが、この文書につきましても、私が当然責任を持って公表したわけでございますけれども、協議はここにおける幹部すべてで、いろんな知恵を出し、協議をしながら作成をしてきたものであり、当然それを議会の皆さん、町民に公表するのは、当然に町長の責任でございします。ただ、崎本議員が言われるように、町長一人がそれができるかという、まことに残念ながら、そこまで私も十分にまだできておりませんので、こうして戸惑うこともありますけれども、それはご理解をいただきながら、我々もこれからも、審議に入っていただく中で、予算につきましても、こういう概要等も作成をいたしておりますので、そういう中で順次説明をさせていただき、ご理解をいただきたいと、このように考えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（田中）崎本さん。

○ 8 番（崎本）私はそういうことを言うていないんです。施政方針を書かれたから、町長一人が責任を持つとは言いませんよ。書かれた、これを企画された人がおるから、議会から質問が出たら、担当者でもだれでも、速やかに答弁ができるはずでしょうが。それを言いはります。小さなことで、策定しますと書いてあるんだから、今から策定しますと言ったらそれで済むことを、内容まで言おうかと思うんじゃ、そうじゃない、ここに書いてあるとおり、文言の通りをぱっと説明すればいいじゃないですか。この内容を聞けと言って、内容を一々今から策定するものを言われますか。言われや

せんでしょうが。今から策定しますと書いてあるのに、それを何を策定するか言えと言われたら、言われんでしょうが。今からするなら、今からしますと言やあいい。どうですか。そういうことを一々一々5分も10分も時間をかけんにや言えんようじゃ、これは13年度予算なんか審議できませんよ。やります、やりますと言って、皆時間がかかりますよ。もうちょっと考えてくださいよ。皆さん。皆さんに質問をしちよるんだから。町長に聞いちよるけん、わしは知らんわちゅうような顔しとらんとね、皆さんがバックアップして、1分以内でぱっぱとできるような考えを持たないけんでしょうが。どう思われますか、助役。

○議長（田中）助役。

○助役（石原）行政の範囲は極めて広範な範囲で、その業務内容も種々雑多でございますので、今、崎本議員がおっしゃったようなことができれば、それはすばらしいことだと思いますけれども、現実我々がそれぞれ仕事を分担してこういうことの資料をつくって、また町の方針を積み上げていく中で、やはりそれぞれが持つておる職分といいますか、そういうようなものに分けて物をやっていかないと、大きな組織の仕事というのは、一人が全部を細部に渡って掌握して、すぐそれがボタンを押せば出てくるように出てくるというのも、現実ではかなり難しいのではないかというふうに思っております。

○議長（田中）崎本さん。

○8番（崎本）そういう答えを出していたから、非常に悪いでしょう。国会なんか聞いてみなさいや。それは幅広い、海田町のことが幅広いんじやったら、国会なんかもっと幅広いよ。それを答弁できんかったらおかしいでしょう。町長なんか、海田町の、この施政方針に対しての質問ぐらいは、まだ細いことですよ。それができん、即にできんと言ったら、それは失格ですよ。そう思われませんか。そういう考えの甘さじゃからできないでしょう。みんな、町民の税金を預って、それだけの重大さを考えたら、今みたいな答弁はできませんよ。幅広いと言ったらみんな幅広いんですよ。それを一々一々、日に日に勉強してないから、そういう言葉が出るんですよ。町長の補佐する助役が、幅広い、範囲が広いから、一々町議が質問したことを即答弁できない、そういう答弁の仕方はないでしょう。そうじゃないですか。勉強不足のところもあるが、一生懸命勉強しますと、皆が力を合わせて町長を補佐してやっていると、頑張りますと言われればそれで済むことを、幅広い分野がいっぱいあるから、議員が言うことを一々一々即答弁できませんよ、そういうことは、今この場で、議会で言う言葉じゃないでしょう。国会なんかの質

疑、答弁聞いてみなさいよ。何が出てくるかわからんでしょうが。それでも、管轄がすぐ答弁できるでしょうが。もう1回町長、お願いします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）大変厳しいご指摘いただきました。当然、全責任は町長にありますということは、まず申し上げておきます。その上で、やはり住民代表の議員の皆さん方にこうしてご質問いただくことを、できるだけ最大で、やっぱり勉強しながら、皆様のご理解をいただいて、これをご承認いただくというのが我々の仕事であり、またそれによって今後1年間の行政を推進していくという重大な責任もあるわけでございます。これは当然でございますけれども、今のようになことにご迷惑をかけた、長時間こうして待っていただきながら、なかなか答弁が出なかったというのにも、私のやはり采配の不手際もあったと思いますけれども、これからそういうふうな、それぞれの担当において、私で当然できるものはやりますけれども、各それぞれの部署に担当者がおるわけでございますから、そういうことからできるだけ的確な答弁をするよう、十分留意し勉強してまいりたいと、こういうふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）中岡さん。

○16番（中岡）16番中岡です。この2ページの問題で、ちょっと質問をしてみたいんですけれども、この「スポーツ活動に主体的・継続的に取り組めるよう」ということで、具体的に、ファミリーバドミントンとかペタンクなど、新しい種目の教室や交流会を開催して、手軽に楽しめるスポーツの普及に努めますと、大変いいことなんですけれども、残念ながら今年は特に、私が言いたいのは、広島県、広島市を中心にして高齢者のネンリンピック広島大会が開かれるわけであります。これは、全国から3,000人から4,000人ぐらいの参加者があるわけなんですけれども、海田町にはそういった会場がありませんので、そういうことで関心がなくて、この問題に触れておられるのだろうとは思いますが、安芸区の矢野町のいわゆる川西ダンプの跡地では、ペタンクの競技の全国大会が開かれるわけであります。このペタンクの全国大会に出場するためには、海田町の協会をつくって、その協会が県の協会に加盟しないと、残念ながらペタンクの全国大会の出場資格が得られないと。川西ダンプの跡地というのは、海田町と同じようなところ、海田町のグラウンドと言ってもいいぐらい、海田町の住民も多く利用しておりますけれども、そういった広島県を挙げて取り組むネンリンピック等について全く無関心だったということが非常に残念でならんわけでありますけれども、海田町に会場がないか

ら全然触れてないのか、それとも、言われるまで気がつかなかったのか、その辺、担当の社会教育課長が来ておりませんので、できれば担当部長、お答えをいただきたいと思います。

○議長（田中）ちょっと質疑から外れておるから、今ちょっと局長と討議しておる。

○16番（中岡）ペタンク等という等の中にどういうふうなのが入ってるのか、ちょっと出してもらいたい。

○議長（田中）教育部長。

○教育部長（山本）町長の施政方針の方で挙げております、ファミリーバドミントンあるいはペタンク、これにつきましては、今まで海田町の方であまり普及していないスポーツでございまして、これについて積極的に普及を図っていくという考え方で載しております。今、ご質問のペタンク等の「等」でございしますが、ほかにもいろんな種目があるわけですが、そういった意味合いの中で等を入れておりますが、具体的にいろんな予算に計上しておりますものは、当面ファミリーバドミントンあるいはペタンク、こういったスポーツ用品、そういったものを普及するための予算を組ましていただいておりますというものでございます。

○議長（田中）ほかにございせんか。住吉さん。

○12番（住吉）2ページの上の方に、まず第1点目は、「一人ひとりが輝くまちづくり」と、どのように町が輝くのかということをいつも思うんです。何が輝くのか。こういうスローガンばかり挙げて、本当に抽象的な表現しておられるから、焦点がぼけておるような感じがするんです。お正月の各町村の、町村長の抱負でも、うちの町長だけこれを挙げておるんですよ。具体性が何にもない。恥ずかしい思いをしたんですが、こんなことでは、もう少し具体的なことを挙げていかんと、残念ながら、本気になって取り組んでおるのかなという気持ちがするんです。

それは別としまして、10ページに、上から5行目に、「「臨海部土地利用転換構想」を策定してまいります」ということがあるんですが、これもある意味では、思料したんですけれども、今臨海部といったら宇部セメントのところだろうと思うんですが、その用地は売れて、キンビールが物流センターをつくるようになっておりますし、広島ガスは広島ガスで、ちゃんと計画をつくって、研究センターをつくるとやっておるんです。よその土地を考えて何を考えておられるかなと、あの辺の人は、広島ガスなんかは、言うんです。だから、これは結構なことですよ、臨海部の土地利用をしっかりとやってい

くということは。しかし、どういうことをお考えになっておるのかな。その土地を本当にこれから交渉をしてから、可能性があるのかなというような心配をするんですが、可能性はどうなんですか。この間は、ごまかしてある課長は言いよったけれども、あれは答弁せんでいい。町長とか助役はそのことをどういうように考えておるんですか、その臨海部の土地利用。よその土地が利用できるんかどうか心配なんです。いいことを書くのはいっぱい書いてもいい。抽象的なことじゃだめなんです。具体策を教えてください。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）臨海部の土地利用についてでございますけれども、海田町明神町、南明神町一帯は、本町にとって唯一広島湾に面する貴重なウォーターフロントでございますが、近年の産業構造の転換等に伴いまして、立地企業の撤退等がみられ、一部には既に遊休地になっておると、遊休化されているところがございます。当該地は、市街地にも比較的近く、現在広島南道路の整備が進められておるところでございますが、この立地条件を生かし、地域の新たな雇用や公共空間の創設、さらには産業環境の改善など、多様な視点から時代のニーズにマッチした新たな活用が期待されておるところでございますが、本業務は、本町の臨海部一帯の空洞化を未然に防ぎ、適正な立地、誘導を図る観点から、関係機関や企業のご意見を伺うとともに、広域的な土地需要の動向等を踏まえながら、土地利用転換を円滑に推進するための指針を策定しようとするものでございます。

そういうようなことから、既に宇部興産さんとかあるいは広島ガスさんとか、役場の方にもおいでいただいたりして、いろんな話はいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（田中）住吉さん。

○12番（住吉）町道2号線とか9号線の土地買収さえできないんです、交渉が。ここを、そんな今、スローガン的なことを、希望は希望だけれども、本当に買収できるのか、話をしておるとおっしゃるけれども、可能性があるかということを聞いておるんですよ。夢はいいですよ、夢を述べておられるのは非常にうれしいけれども、本当にそれができるのかどうかと。今の宇部セメントのところはいいですよ。あとの用地はもう売れておるんですね。広島ガスもいろいろ計画しておられるというように聞いておるんですが、可能性があるかということを聞いておるんです。今は交渉能力がないような気がするんじゃないけど、町道とかわずかなところを買収できるのだから。それがあんなところを買収できるのかどうか心配しているわけです。どうぞ。

○議長（田中）時間延長いたします。部長。

○建設部長（池の本）中身に至るご質疑でございますので、こちらから答弁をさせていただきます。

買収して事業をするという計画ではございませんで、あくまでもその地域の性格づけ、先ほどの答弁にもあったと思いますけれども、誘導していくわけです。そして、皆さんの合意を得ながら地域をつくっていくということで、主体的に私どもがつくるのは公共施設、つまり道路、公園、そういったものについては、我々の事業としてやりますけれども、あとは皆さん民間の方、土地所有者の方々に、土地利用についてご希望なりなんなりを伺いながら、それに沿うような形で方向づけをしていくという性質のものでございます。

○議長（田中）原田さん。

○9番（原田）住吉議員の質問は、まさにあす予定されておるところの、一般質問の中の中岡議員の第3項目に当たるんで、少しご遠慮させてということと、ちょっとお告げしたかったということです。

○議長（田中）西山さん。

○4番（西山）4番西山です。さきの補正予算で老人福祉費の自立の高齢者の方の施策で、随分執行残が出ておりました。今回の施政方針の7ページに「住民の保健・医療・福祉サービスに対するニーズは複雑・多様化しており、こうしたサービスを総合的に提供していく必要性が高まっております。」という文章がありまして、それぞれのその下のサービスが書いてありまして、今度は国民健康保険でも自立者へのサービス、老人保健でも自立者へのサービスというのがあるんですけれども、これは横並びじゃなくて、一体的にサービスを充実をさせて、執行残があるということは、PR不足ではないかと思うんです。個々の65歳のお元気な方への、どのように徹底をしたサービスを提供されていくのか。どのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長（田中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）我々の方で管理しておりますのは、介護保険、老保、それから国民健康保険、それと一般会計で高齢者の問題を抱えておるわけでございます。国保のほうでも特に触れておりますけれども、特に来年度につきましては、健康づくりというのを国保で取り組みながら、総体的な方法でやっていきたいと。特に、また、生きがいくりにつきましても、できるだけむだのないような方法でやっていきたいというふうな

心得で施政方針をあらわしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）西山さん。

○4番（西山）今の質問は反対なんです。7ページに、「平均寿命が延びて、住民の保健・医療・福祉サービスに対するニーズは複雑・多様化しており、こうしたサービスを総合的に提供していく必要性が高まってきております」、とあるんです。ですから、各国民健康保険、老人保健、その老人福祉費の中での自立者へのサービス提供を一体のものとして充実をさすということがまず大事じゃないかと思うんですけども、今の答弁では、そういう方向性じゃないということですね。まだばらばらにやっていくということですね。

それと、もう1点が、文言がないんですけども、さきの補正予算で、随分自立者へのサービスが執行残になっているんです。これはほかも入っていますけれども、1,000万円以上の自立者へのサービスが執行残なんです。ですから、具体的にどのようにその方に提供していくかという文言ありませんので、そういう施策はどのように考えられていますか。

○議長（田中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）ですから、今西山議員のご趣旨の、例えば生きがい対策にしても、それぞればらばらに、例えば保健センターで健康づくりをやっていきますとかというふうなこともやっています。それから、老人福祉センターで生きがい対策づくり等をやっておりますけれども、そういうふうなものを、横断的に、一体的にして、例えば国保の健康づくり事業として一体的にとらえるような、とらえて事業が展開できるような方法をもって検討して、充実をさせていくんだという意味合いに私の方はご答弁を申し上げたつもりでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）ほかにございませんか。桑原さん。

○1番（桑原）もう、いろいろ質問された点を総合しますと、これは2ページに、町長は「基本計画に示された施策の方向に沿って主な事業についてご説明申し上げます。」ということだったんですよね。それで、基本計画をいろいろ、全員協議会かそういうところで協議したときに、私の質問は言葉じりをとらえて申しわけないんですけども、その基本計画の中に、検討しますとか、何か計画を策定しますとかというのがあったら、実際に実施計画を立てるときに予算の裏づけがないようなことね。だから、検討しますと言って検討しなかったら、基本計画に書いた意味が全然残らんじゃないかということをも

質問したと思うんですよ。それが、まさに今、ここに出てるんですよ、13年度のこと。だから、そういう点はただ検討しますとか、策定しますという基本計画の中に書くのは、検討した結果をきちっとして、書くべきものを検討しますという形のままで残しているものですから、突き詰められると答えられないんですよ。と思います。だから、その辺、心して、基本計画を立てるときに当然出るべき問題が、今出たというように私は思っています。

それから、具体的なことで、16ページです。16ページの一番しょっぱなところに、「次に、広島市との合併問題でございますが」と書いて、今までのことを6行ばかり書いてあるわけですね。それで、「広島市・海田町合併問題等調査研究会」、それとその下に、「また、安芸郡4町による情報交換の場を設け、もう一つの合併パターンについても調査研究を進めてまいります。」と、また以下は何かつけ足しみたいに書いてあるんです。これと、まず「また」以下の、この安芸郡の4町の情報交換、この調査研究を進めていくという方法なり、いつからやるのかとか、そういうようなこと。

それと、上の広島市・海田町合併問題等調査研究会もやられるんですが、それとの競合性というんですか、進めていく具体的なこと。それをどのように考えておられるのか。

それともう1つ、ちょっとこの10ページの、「次に、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが」と書いてあって、ずっといきまして、「選挙を初め、換地設計に必要な準備、工事に必要な測量や設計を行ってまいります」と未来形になっているんですよ。「行ってまいります」と。行ってまいりますというのが普通だと思うんですよ。だけど、町長が午前中お話しになった、13年2月定例議会の行政報告では、「測量を行っているところでございます」になっているんです。これは、まだ施行条例もまだなっていないし、事業決定計画もなされていない段階で、まだ時期も来っていないのに行っていきますというのはどういうことなんだろうということなんですよ。片方では未来形で今からやっていきますというんだけど、もう既に行っていると言っているわけです。現に、1月22日に役場の方がお見えになって、基準地積を決めるために測量をやりますから協力してくださいと言っているんですよ。根拠がないのに何でそんなこと言うんだという話をしたんです。そしたら黙って帰っちゃったんです。だけど、ほかの窪町の住民の人には、紙っぱら渡して、基準地積の測量を行うために協力してくださいとちゃんと文面に書いてあるんです。だから、この議会中に、今からまだ施行条例も皆さんでいろいろ審議してもらう前に、法的な根拠がないのにやっているというの

がよくわからないわけですよ。

その２点をお願いします。

○議長（田中）企画部長。

○企画部長（中野）１６ページの広島市との合併問題でございますが、引き続き事務レベルの広島市・海田町合併問題等調査研究会を行うということで、これは今年度も、鋭意広島市の方にも協力していただいて、かなりの合併の全体像といいますか、合併制度そのものの全体像が見えるような資料もつくっておりますし、住民の方々に対するＱアンドＡも充実させて、かなりつくっております。

今後は、引き続き研究をしなくちゃいけないという部分は、今の合併特例法の中でいろいろ、国や県の助成措置等がございます。いわゆる長期的な財政計画に基づいて、どの程度、海田町が仮に合併した場合、いわゆる財源がどういった内容、どういった規模で出てくるかというふうなところを主に研究課題としては、素案はございますが、まだまだ煮詰める部分があるんじゃないかというふうに考えております。

これを、先ほどの桑原議員のご質問からいいますと、いわゆる広島市の方ともやりながら４町もやって、合併パターンの３町もというふうな話なんですけれども、以前も町長が答弁しておりますように、海田町は広島市から昭和４５年半ばに、いわゆる合併をしないかという呼びかけをかけられて、それ以後合併をしていないわけですが、平成８年に、いわゆる地域の一体的な発展であるとか、住民の福祉の向上を図るという観点で、合併問題も検討しようというふうな形で、今まで協議がなされてきておるところです。基本的には、海田町が将来いわゆる合併をするとすれば、地形・地勢的にも広島市に囲まれておりますし、日常の生活圏、経済圏等についても、広島市との一体性があるということで、やはり合併の相手方の候補は広島ではないかというふうなことも、今まで町長が答弁してきたところでございます。

今回、合併パターンが県から示されまして、海田町を含む４町が、いわゆる合併パターンの１つとして示されたわけでございますが、そういう観点に立てば海田町が今まで広島市と将来的に合併する相手方だというのは、自他ともに認められておるといふふうなところではないかというふうに考えております。

したがいまして、ここに書いておる４町で情報交換の場を設けるというのは、それぞれ府中にしても、熊野にしても、坂にしても、いわゆる合併パターンの中に入っておるわけですから、将来的にはどういう方向性でおのおのの町が進んでいくのかとか、いろ

いろ情報交換は必要だというふうに感じておるので、こういう記載の仕方をしております。もう1つの合併パターン、いわゆる中間都市構想と言われている合併パターンについても、やはりこれは県から公表されているパターンでございますので、やはりそれなりには3町の首長さんらがお集まりになって、意見交換をして、この問題についてはそれぞれの町がどう対処していくかというふうな、やはり公式的な見解をいつか言う時期が来るのではないかというふうに考えられますので、事務レベル等も含めて、情報交換をしながら検討をしていくというふうな意味で、ここへ載せさせていただいておるということでご理解を願いたいと思います。

○議長（田中）建設部長。

○建設部長（池の本）行政報告の中で、換地の、現在やっておることをご説明をさせていただきます。これは、先ほどもご説明がありましたように、換地の際の基準となる従前の土地の面積というような準備をしているわけでございます、順次準備行為をしているということをお伝えをしております。

それから、施政方針の中では、13年度に行う事業の予定を述べておるわけでございますので、未来形になっておると。じゃあこれが確定しておるからどうのこうのというよりも、私どもは、町の基盤となる中心的な事業として未来形としてそういう方向を目指して努力してまいりますよと、こういうふうな意味で未来形を使っているものでございます。

○議長（田中）桑原さん。

○1番（桑原）合併問題は、要するにどっちにウエートを置いて調査研究を進めていくのかというような、そういう漠然としたようにとれるんですけども、今まで、確かに、今部長がおっしゃったように、45年以降いろいろやっているから、これはこっちの方が本腰だよというようにもとれるし、あとの方はまた載っているからしょうがない、やらざるを得ないというような、この文章を読む限り、そういうようにとれますよ、これ。そういうこと。

それと今の、建設部長のおっしゃった、今から施行条例をやるんだから細かいこと言いません。今から検討してもらって、議員の皆さんにやってもらって、そこで、今条例が成立したとしますね。それと今やっていることは関係ないのね。地積の、基準地積を決定するためと書いているんですよ、あれ。それを何にも法的な根拠がないのにやっているんだから、それ、私には文書をくれなかったんだけど、皆文書を持っているん

ですよ。そこには、日付が入っていないの。日付が入っていないし、公印もないんですよ。そんなんで、基準地積をやるというのはおかしいんじゃないかと思うんだな。根拠もないし、そんな不完全な公文書を出して、あなた協力してくれませんかどうかと言って、それは全くおかしいことでしょう。だから、要はそういうおかしいことをやるから、皆心配しているわけですよ。知らんうちに、あれの中には測量する期間も定められていて、それが指定期日のように思えるわけ。だけど、不完全な公文書だから、そういうことはやらんだろうということで、今お尋ねしているわけ。要するに、今の条例とは無関係なことだということなんだな。それをはっきり答えてもらいたいんです。条例等は今何にもないんだから、法的根拠のないものをやったって、成立したらそれにさかのぼってとやかく言うことはないんだということはないんでしょうねということをはっきり言ってもらいたい。

○議長（田中）ちょっと暫時休憩。

~~~~~○~~~~~

午後 5 時 1 7 分 休憩

午後 5 時 1 8 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。建設部長。

○建設部長（池の本）先ほどもご説明いたしましたように、行政報告の方では準備行為としてそれをやらせていただいております。それで、施政方針の方での未来形となっておりますのは、それも含めて、これから施行条例の中でございます、土地区画整理審議会の委員さんの選挙とか、あるいは、今問題になっております換地設計に必要な準備とか、そうしたもろもろの全体の準備行為として、行政報告で現在やっております測量等について着手させていただいておるというものでございますので、未来形で表現をしておるというふうになっております。

○議長（田中）やっぱり答弁ちがうよ。休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 5 時 1 9 分 休憩

午後 5 時 2 1 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。建設部長。

○建設部長（池の本）先ほどから繰り返し申し上げておりますに、準備行為としてやらせていただいておりますが、じゃあ、法的な根拠はというところでございますが、ご説明申し上げておるように、できるところからということは、強制力を持って踏み込んでやっていくという準備ではないんで、あくまでも準備としてやらせていただくということで、お願いをして歩いているということで、法的な根拠を持ってどうのこうのということではございません。

それから、繰り返しになるかも知れませんが、計画を策定していく、今後13年度事業をやっていく決意の中で、準備行為としてこうした境や境界、あるいは面積等の確定をするためには、どうしてもやらせていただかなきゃならない事業であるというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後5時23分 休憩

午後5時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会いたします。明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日は大変お疲れさまでした。

午後5時26分 延会